

**経営系専門職大学院認証評価
点 検 ・ 評 価 報 告 書**

大学名称 ： 大 原 大 学 院 大 学

経営系専門職大学院名称：会計研究科（会計監査専攻）

（注）＜現状の説明＞の改善点、【点検・評価】＜今後の方策＞〔問題点〕の改善は平成 22 年 11 月 1 日現在、改善が進んでいる事項を補足説明したものです。

目 次

序 章	1
第 1 章 使命・目的および教育目標.....	3
第 2 章 教育の内容・方法・成果	
(1) 教育課程等.....	12
(2) 教育方法等.....	28
(3) 成果等.....	43
第 3 章 教員組織.....	47
第 4 章 学生の受け入れ.....	58
第 5 章 学生生活.....	65
第 6 章 教育研究環境の整備.....	72
第 7 章 管理運営.....	80
第 8 章 点検・評価.....	89
第 9 章 情報公開・説明責任.....	92
終 章	94

序 章

序章として、本学の設立の経緯、教育の理念および本学の「自己点検・評価」への対応について、以下の点を特に強調することとしたい。

(1) 本学の設立の経緯

大原大学院大学の母体である大原学園は、昭和32年、東京都千代田区に、大原簿記学校として誕生し、その後、全国に簿記教育を普及させるとともに、法律、情報、医療などの分野を含む専門学校として発展してきた。

大原簿記学校は、以来、今日に至るまで半世紀余にわたり、社会人教育を通じて、職業会計人を多数世に送り出してきた。

大原学園は、専門職大学院が制度化されたのを機に、今までに培ってきた企業会計に関する教育をより高度化し、我が国の産業社会に寄与することを念願として大原大学院大学を設立した。

(2) 本学の教育の理念

本学は新時代における高度な職業会計人の養成を教育の理念としている。

すなわち、世界的に産業社会のインフラの基礎として、その重要性をますます増加しつつある「会計情報」の作成、伝達、監査、分析および改善を完全にこなす高度な職業会計人の養成を最高の目標として、以下の事項に十分に留意し、教職員一丸となって、日夜懸命の努力を重ねている。

学術的研究の実践

実務的技能の習得

職業的倫理の醸成

本学は、特に、「会計情報」の公正性の重要性に鑑み、「会計監査論」の教育に重点を置いている。その学理や技術についてはいうまでもないが、その重要な基礎となる「職業倫理」や「人格形成」についても、大いに意を注いでいるところである。

特に、昨今における「IFRS」の導入については、まさに会計革命ともいえるべき変革なので、新しい事業の一環として、外部より専門的な講師を依頼し、関係教員を中心に研究を進めているところである。

(3) 自己点検・評価への真剣な対応

本学の教育の理念および目的については、「自己点検・評価」においても十分に留意したところである。

「自己点検・評価」については、本学の教職員が一致団結して、2年前より慎重に準備をし、懸命に対応してきた。

特に、学内に「自己点検・評価委員会」を設け、研究科長を始め、専任教員および事務局員が各分担事項について、実態の把握に努め、再三にわたり見直しを行い、または十分

な論議を重ねて対応した。

「本報告」をまとめるに当たっては、本学の実態の適確な把握に十分留意し、次に、本学の実態について「正確」に報告することに、慎重に配慮したところである。

第1章 使命・目的および教育目標

<概要>

本大学院では、下記のように、その使命を定め、教育上の目的および養成する人材像を明文化してホームページ、大学案内、学生向けガイドブックに掲載している。

1．本大学院の使命

本大学院は、時代の進展と社会の要請を踏まえ、「学術研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備えた高度職業会計人を養成する」ことを教育の理念とする。複雑化、グローバル化の歩みを早める現代において、経済社会の健全な発展の基礎的条件の一つは、産業情報インフラの基本としての質の高い企業会計情報の維持にある。この事実認識を踏まえつつ、本大学院は、「学術的研究の実践」、「実務的技能の習得」、「職業倫理の醸成」を教育の柱とし、現在および将来の経済社会に貢献しうるより高度な職業会計人の育成を社会的使命と考える。

2．教育上の目的

会計監査の質的向上を図り粉飾決算等を防止して企業会計の公正性を確保し、経済社会の健全な発展に寄与するため、さらには、企業活動の国際化やIT技術の進展等に対応するためには、学術的知識と実務的技能を備え、職業倫理観を合わせ持った高度職業会計人が求められている。こうした社会的要請に応えるため、本大学院では次の人材を養成することを目的としている。

3．養成する人材像

本大学院は専門的知識、技能のみならず新しい時代に適応できる広い知的素養をも兼ね備えた次のような高度職業会計人を養成する。

会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い倫理観を持った公認会計士として活躍できる人

に示す知識、技能、倫理観を持って業務が遂行できる企業の会計責任者、担当者として活躍できる人

監査役、監事などの職に就き、高度な会計的素養を身に付けた人

我が国の会計基準と国際的な会計基準の双方に精通した知識を修得した人

こうした使命、教育上の目的と養成する人材像については、学校説明会、入学式、オリエンテーションにおいて説明し、学生に浸透するよう努めている。

(使命・目的および教育目標の適切性)

1-1 経営系専門職大学院の使命・目的および教育目標が明確に設定されているか。()

<現状の説明>

本大学院は会計専門職大学院として、その使命・目的および教育目標を下記のように定めている。

1．本大学院の使命

本大学院は、時代の進展と社会の要請を踏まえ、「学術研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備えた高度職業会計人を養成する」ことを教育の理念とする。複雑化、グローバル化の歩みを早める現代において、経済社会の健全な発展の基礎的条件の一つは、産業情報インフラの基本としての質の高い企業会計情報の維持にある。この事実認識を踏まえつつ、

本大学院は、「学術的研究の実践」、「実務的技能の習得」、「職業倫理の醸成」を教育の柱とし、現在および将来の経済社会に貢献しうるより高度な職業会計人の育成を社会的使命と考える。

2．教育上の目的

会計監査の質的向上を図り粉飾決算等を防止して企業会計の公正性を確保し、経済社会の健全な発展に寄与するため、さらには、企業活動の国際化やIT技術の進展等に対応するためには、学術的知識と実務的スキルを備え、職業倫理観を合わせ持った高度職業会計人が求められている。こうした社会的要請に応えるため、本大学院では次の人材を養成することを目的としている。

3．養成する人材像

本大学院は専門的知識、技能のみならず新しい時代に適応できる広い知的素養をも兼ね備えた次のような高度職業会計人を養成する。

会計の公正性を確保することのできる高度な知識とスキルを兼ね備え、さらに高い倫理観を持った公認会計士として活躍できる人

に示す知識、スキル、倫理観を持って業務が遂行できる企業の会計責任者、担当者として活躍できる人

監査役、監事などの職に就き、高度な会計的素養を身に付けた人

我が国の会計基準と国際的な会計基準の双方に精通した知識を修得した人

以上のように、会計専門職大学院としての本大学院の使命・目的等を明確に設定している。

<根拠資料>

- ・資料1 - 1：大学案内（2009年度） p.2 理念・目的、養成する人材像
- ・資料 - ：大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/index.html>
「大学院概要」、「建学の精神と伝統」、「大原大学院大学の理念」、「教育上の目的」、「養成する人材像」
- ・資料1 - 2：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成20年4月入学生用）
pp.1-2 大原大学院大学について 1．概要
p.145 大原大学院大学学則 第1条、第3条第2項
- ・資料1 - 3：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成21年4月入学生用）
pp.1-2 大原大学院大学について 1．概要
p.145 大原大学院大学学則 第1条、第3条第2項

1-2 使命・目的および教育目標は、専門職学位課程制度の目的に適ったものであるか。（「専門職」第2条）（ ）

<現状の説明>

本大学院では、その使命・目的と養成する人材像について、専門職大学院設置基準第2条第1項に規定されている「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」に基づいて、学則第3条第2項において「前項の課程（専門職学位課程）は、高度の専門性が求められる職業会計人を養成するための深い学識及び卓越した能力を培う教育を行うことを目的とする。」と定めており、設置基準と一致した教育目的を掲げている。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 1 : 大学案内 (2009 年度) p.2 理念・目的、養成する人材像
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/index.html>
「大学院概要」 「大原大学院大学の理念」 「教育上の目的」 「養成する人材像」
「大原大学院大学情報」 大原大学院大学学則 (平成 21 年 4 月改)
- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
p.145 大原大学院大学学則 第 3 条第 2 項
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
p.145 大原大学院大学学則 第 3 条第 2 項

1-3 使命・目的および教育目標の中に、養成すべき人材像が適切に表現されているか。()

<現状の説明>

本大学院の使命・目的および教育目標を掲げた諸資料において、養成すべき人材像を下記の 4 種に分けて具体的に示している。

会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い倫理観を持った公認会計士として活躍できる人

に示す知識、技能、倫理観を持って業務が遂行できる企業の会計責任者、担当者として活躍できる人

監査役、監事などの職に就き、高度な会計的素養を身に付けた人

我が国の会計基準と国際的な会計基準の双方に精通した知識を修得した人

<根拠資料>

- ・資料 1 - 1 : 大学案内 (2009 年度) p.2 理念・目的、養成する人材像
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/index.html>
「大学院概要」 「養成する人材像」
- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
pp.1-2 大原大学院大学について 1. 概要 (4) 養成する人材像
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
pp.1-2 大原大学院大学について 1. 概要 (4) 養成する人材像

1-4 使命・目的および教育目標の中に、職業的倫理の涵養が適切に盛り込まれているか。()

<現状の説明>

本大学院の「理念」において「職業倫理の醸成」を教育の柱の 1 つとして掲げている。さらに「目的」において、名門企業の粉飾決算等といったことが社会問題となり、企業会計の公正性の確保が企業の信頼性、我が国経済の健全な発展を保つ上で不可欠となっていること等を示し、本大学院が養成しようとする高度職業会計人は学術的知識と実務的技能を兼ね備えるとともに、高い職業倫理観を合わせ持つことがなにより重要であることを明示している。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 1 : 大学案内 (2009 年度) p.2 理念・目的、養成する人材像
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/index.html>

「大学院概要」 「大原大学院大学の理念」、「教育上の目的」

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
p.1 大原大学院大学について 1. 概要 (2) 大原大学院大学の理念
(3) 教育上の目的
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
p.1 大原大学院大学について 1. 概要 (2) 大原大学院大学の理念
(3) 教育上の目的

1-5 使命・目的および教育目標は現在および想定される将来の経営の人材ニーズに適合しているか。()

<現状の説明>

会計の果たす社会的責任は重要性を増してきている。企業活動の国際化、IT 技術の進展に伴い会計諸基準を国際的基準に合わせる事が重要なテーマにもなっている。世界に通用する理論と実務に精通した高度職業会計人の養成を掲げる本学の目的は、現在および将来に渡って、企業経営の様々な場面で必要とされる人材ニーズに適合している。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 1 : 大学案内 (2009 年度) p.2 理念・目的、養成する人材像
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/index.html>
「大学院概要」 「大原大学院大学の理念」、「教育上の目的」、「養成する人材像」
- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
pp.1-2 大原大学院大学について 1. 概要
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
pp.1-2 大原大学院大学について 1. 概要

1-6 使命・目的および教育目標の中に、経営のプロフェッショナルとして、国内外において活躍できる高度専門職業人の養成が、明確な形で謳われているか。()

<現状の説明>

我が国において、企業会計の公正性や経済社会の健全な発展に寄与するため、さらには、企業活動の国際化への対応のため、新しい時代の要請に耐えうる高度職業会計人が求められている。本大学院では、このような国内外で求められる人材養成を教育上の目的として、以下のように明文規定を置いている。

「本学は次のような知識、技能を兼ね備えた高度職業会計人を養成します。

会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い倫理観を持った公認会計士として活躍できる人

に示す知識、技能、倫理観を持って業務が遂行できる企業の会計責任者、担当者として活躍できる人

監査役、監事などの職に就き、高度な会計的素養を身に付けた人

我が国の会計基準と国際的な会計基準の双方に精通した知識を修得した人」

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 1 : 大学案内 (2009 年度) p.2 理念・目的、養成する人材像
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/index.html>
「大学院概要」 「教育上の目的」 「養成する人材像」
- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック(平成 20 年 4 月入学生用)
pp.1-2 大原大学院大学について 1 . 概要
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック(平成 21 年 4 月入学生用)
pp.1-2 大原大学院大学について 1 . 概要

1-7 使命・目的を実現するための中長期のビジョンあるいは戦略およびアクションプランがあるか。()

< 現状の説明 >

本大学院の掲げる、学術研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備えた高度職業会計人を養成するという使命・目的を実現することにおいて、複雑化、グローバル化の歩みを早める現代社会の動きを鑑みれば、例えば「国際性」という面での本大学院の教育課程は不十分であることを認識している。しかし、現状では、それを改善することも含めて中長期のビジョンあるいは戦略およびアクションプラン等は策定されていない。

< 根拠資料 >

該当なし

(使命・目的および教育目標の周知)

1-8 使命・目的および教育目標は、ホームページや大学案内等を通じ、社会一般に広く明らかにされているか。()

< 現状の説明 >

本大学院の使命・目的および教育目標は、ホームページや大学案内に掲載しており、社会一般に公表している。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 1 : 大学案内 (2009 年度) p.2 理念・目的、養成する人材像
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/index.html>
「大学院概要」 「大原大学院大学の理念」 「教育上の目的」 「養成する人材像」

1-9 使命・目的および教育目標は、教職員、学生等の学内の構成員に周知されているか。()

< 現状の説明 >

教職員に対しては、大学案内の新年度版が完成したときに教授会等で配付して使命・目的および教育目標を確認し、学生に対しては新年度の最初に行うオリエンテーションにおいて、ガイドブックを使い、学年担任教員が学生に説明して周知徹底を図っている。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 1 : 大学案内 (2009 年度) p.2 理念・目的、養成する人材像
- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
pp.1-2 大原大学院大学について 1 . 概要
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
pp.1-2 大原大学院大学について 1 . 概要

1-10 使命・目的および教育目標を教職員、学生等に理解させ、社会一般に周知させるため、特別な努力と工夫がなされているか。()

<現状の説明>

教員に理解を深めてもらうことを目的として、平成 19 年度および 21 年度に「国際化」をテーマとした F D 研修会を開催した。なお、このテーマは学生にとっても聴講する価値が十分あるため、出席を希望する学生の参加を認めている。

平成 19 年度 「会計基準の国際化と我が国の対応(国際財務報告基準 I F R S へのコンバージェンス - 現状と展望 -)」

講師 国際会計基準審議会 I A S B 理事 山田辰巳先生

平成 21 年度 「財務諸表の表示に関する論点の整理」

講師 企業会計基準委員会 A S B J 専任研究員 又邊崇先生

<根拠資料>

- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/teacher.html#03>
「教員紹介」 「教員活動紹介 - 2」 第 2 回 F D 研修会
- ・資料 1 - 4 : F D 報告書 平成 19 年度 山田辰巳先生講演会
平成 21 年度 又邊崇先生研修会

(使命・目的および教育目標の検証と改善)

1-11 教育目標の達成状況等を踏まえて、教育目標の検証が適切に行われているか。()

<現状の説明>

本大学院は、学術的知識と実務的技能を高度に兼ね備え、加えて高い職業倫理観を合わせ持った高度職業会計人を育成することを目的としているが、教育目標の達成状況は、学生が修了後に公認会計士試験に合格することや会計系職種への就職の状況を確認することにより検証している。

現在のところ、第 2 期の修了者を世に送ったところであり、第 1 期修了者から公認会計士試験合格者 1 人と就職者 3 人が出ているが、修了者の多くは公認会計士試験の受験段階であり、教育目標の達成状況を判断するだけのデータが蓄積されていない。このため、継続して公認会計士試験の結果および就職状況のデータ収集を行うこととしている。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 5 : 平成 19 年度および平成 20 年度修了者の公認会計士試験結果および進路報告

1-12 検証結果を改革・改善に繋げる仕組みが十分に整備されているか。()

< 現状の説明 >

前項 1-11 で説明したように、現在のところ第 2 期の修了者を送り出した段階であり、修了者の公認会計士試験の合否、就職実績は調査が完了しているものの、集計したデータはまだ少ない。このため、現状では、検証結果を改革・改善に繋げる仕組みを議論する段階に至っていない。

< 根拠資料 >

該当なし

【点検・評価】

関連する「評価の視点」

[長所]

使命・目的および教育目標の明確化(1-1)、専門職学位課程制度との目的適合性(1-2)
養成すべき人材像が適切に表現されているか(1-3)、職業的倫理の涵養が適切に盛り込まれているか(1-4)、ホームページや大学案内等を通じ、明らかにされているか(1-8)

[問題点]

使命・目的を実現するための中長期のビジョンあるいは戦略およびアクションプラン(1-7)
使命・目的および教育目標の検証と改善(1-11、1-12)

[長所]

本大学院の使命・目的および教育目標は、今日の高度会計専門職に対する社会的要請を反映して規定されており、その内容は、公刊の諸資料において平易な文章で説明が行われている。特に、養成すべき人材像については具体的な職種を示し、入学希望者が理解しやすいように配慮している。また、近年、大企業の粉飾決算等が問題となり、職業会計人の倫理が取り沙汰されていることに鑑み、特に教育目標の具体的な内容として職業的倫理の涵養を盛り込んでいる。これらについてはホームページおよび大学案内に掲げて、社会一般に広く明らかにするとともに、学校説明会の冒頭でも説明し、周知されるよう努めている。こうした方法により、本大学院の使命・目的および教育目標は入学希望者に浸透している。(視点 1-1、1-2、1-3、1-4、1-8)

[問題点]

- (1) 本大学院の掲げる高度職業会計人を養成するという使命・目的の実現のための中長期のビジョンあるいは戦略およびアクションプランが明確に定められていない。(視点 1-7)
- (2) 教育目標の達成状況については、第 2 期の修了者を送り出した段階であり、就職実績の調査は完了しているものの、公認会計士試験合格については、第 1 期生の短答式試験合格者 5 人うち論文式試験合格者 1 人(合格後、監査法人に就職)に止まり、残りの学生は引き続き公認会計士試験の受験段階にある。また、就職希望者は第 1 期生 3 人のみであり、全員就職しているが、就職した修了者の面談調査は行っていない。(企業担当者からの面談調査は個人情報保護法から慎重に考えている。)このように教育目標の達成状況を判断するだけのデータが蓄積されていないため、教育目標の検証はできていない。そのため、検証結果を改革・改善に繋げる仕組みを整備するまでに至っていない。(視点 1-11、1-12)

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 1 : 大学案内 (2009 年度) p.2 理念・目的、養成する人材像

- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/index.html>
「大学院概要」「大原大学院大学の理念」、「教育上の目的」、「養成する人材像」
- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック（平成 20 年 4 月入学生用）
pp.1-2 大原大学院大学について 1 . 概要
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック（平成 21 年 4 月入学生用）
pp.1-2 大原大学院大学について 1 . 概要

< 今後の方策 >

[長所]

会計専門職大学院の修了者が従事すべき具体的な業務分野のうち、社会的にもっとも重要なものの一つが公認会計士としての職務であることは否定できない。その職務に従事するには公認会計士試験による資格取得が要請され、その職務を志向する学生は高度職業会計人としての大学院での学習に加えて公認会計士試験のための準備が必要となる。なぜなら、専門職大学院は公認会計士のみを養成する機関ではなく、その設置目的上、新しい時代のより広い社会分野で要請される「高度」職業会計人を養成することに社会的使命があるからである。

このような状況のなかで、会計専門職大学院で学ぶ学生のうち、公認会計士としての職務に従事することを志向している学生たちに対して、多くの会計専門職大学院は、大学院としての本来の設置目標と資格試験対応との間で苦慮しているのが現実である。

わが大原大学院大学は、この点で、組織上もっとも明快で、かつ学生にとってももっとも有効な対応が可能な教育機関であることを自負している。まず、これまで繰り返し述べてきたように、本大学院では、専門職大学院の設置目標に違わない目標を設定し、それに忠実に従った教育を実施してきている。人材養成目的の中に公認会計士が含まれるものの、本大学院でのカリキュラムおよび教育の実態には試験準備目的のものは一切存在しない。

その一方で、本大学院では、高度職業会計人の一種としての公認会計士職を志向する学生に対しては、本大学院のカリキュラムとは別に、大原学園が設置する専門学校との協力のもと、試験準備のための便宜を最大限に提供している。本大学院の母体である大原学園は、50 年を超える資格試験準備教育の歴史と実績をもち、これは質量ともに他の会計専門職大学院が決して追従することのできない教育資源である。本大学院は、この貴重な教育資源を学生に対して無償で提供し、その資源を利用可能なように、大学院カリキュラムと抵触することのないように意を用いつつ、大原学園の試験準備教育機関と時間的調整を図っている。

今後とも、公認会計士を志望する学生に対しては、大原学園特有の貴重な教育資源の利用を推奨して行きたい。(視点 1-1、1-2、1-3、1-4、1-8)

[問題点]

(1) 本大学院は平成 18 年度の開学以来、高度職業会計人の育成を使命・目的として教育研究活動に邁進してきたが、今回初めての自己点検・評価作業を行うにあたり、様々な問題点・改善点を認識するに至った。使命・目的に関しては、例えば、本大学院が高度職業会計人に必須と考える国際化に対応する学術的知識と実務的技能の修得について、現状の教育課程においてある程度配慮されてはいるものの不十分である。そこで、この点も含めてより広く、本大学院の使命・目的を実現するための中長期のビジョンあるいは戦略およびアクションプ

- ランを策定する場として、将来計画検討委員会を立ち上げることにする。(視点 1-7)
- (2) 教育目標の達成状況については、現在行っている修了者の就職状況の調査および今後予定している就職後の修了者面談により、調査を行うこととする。また、公認会計士試験受験者の短答式試験および論文式試験の結果を分析する。現段階では、この調査を実施することを最優先課題とする。(視点 1-11、1-12)

<根拠資料>

- ・資料 1 - 6 : 検証のための修了者面談等の実施について
- ・資料 1 - 7 : 「今後の方策」を承認した教授会議事要録(抜粋)
- ・資料 1 - 8 : 大原大学院大学 教授会・各委員会規程 将来計画検討委員会規程

第2章 教育の内容・方法・成果

(1) 教育課程等

<概要>

本大学院で授与する学位の名称は、会計修士（専門職）である。学位を授与するための修了要件は、2年以上在学し、所定の授業科目について必修を含む54単位以上を修得することである。ただし、入学前に大学院で修得した単位および入学後に他の大学院で修得した単位について、あわせて27単位を上限として本大学院で修得したものとみなすこととし、この場合には、1年以上2年未満の範囲内で早期の修了を認めている。修了要件は学則本文および別表に規定しており、単位修得の要素である成績評価については、学則本文および試験及び成績評価に関する規程で定めているほか、授業科目ごとにシラバスに「評価方法」欄を設け、各教員の成績評価の方針を掲げて、あらかじめ学生に明示している。

教育課程の編成にあたっては、授業科目を、高度職業会計人の養成のために必要とする7つの系に分け、系ごとに授業科目を基本科目、発展科目および応用・実践科目の3段階に編成し、学生が断片的にではなく体系的に理解できるように配慮している。さらに、高度職業会計人として相応しい高い職業倫理観の養成を重要な課題として、「会計職業倫理」を必修科目としている。また、理論と実務を架橋する実践的な科目を主要な系にそれぞれ配置しており、それらの科目の多くでゼミ形式を採用し、学生の分析力、表現力、コミュニケーション能力等を養成している。

(学位の名称と授与基準)

2-1 授与する学位の名称は、経営系分野の特性や教育内容に合致する適切な名称が付されているか。()

<現状の説明>

本大学院が設置する研究科および専攻は会計研究科会計監査専攻であり、授与する学位は「会計修士（専門職）」である。

本大学院が養成する人材は、会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い職業倫理観を備えた公認会計士、企業の会計責任者、同担当者、監査役、監事等である。そのため、カリキュラムには財務会計、管理会計、監査の各分野を中心に、会社法、金融商品取引法等の企業に密接な法令および民法、租税法等の高度職業会計人にとって必要不可欠な隣接分野、さらに、経営指導に必要とする知識として経済・経営、情報・統計の各分野を配している。これらの修得者に対し、会計専門職大学院の特性、教育内容に沿うものとして、「会計修士（専門職）」の学位を授与している。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成20年4月入学生用）
 - p.149 大原大学院大学学則 第30条第4項
 - p.153 大原大学院大学学位規程 第2条第2項
- ・資料1 - 3：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成21年4月入学生用）
 - p.149 大原大学院大学学則 第30条第4項
 - p.153 大原大学院大学学位規程 第2条第2項

2-2 学位授与に関わる基準および審査手続等は明文化され、学生に周知されているか。()

<現状の説明>

本大学院の学位授与に係る基準および審査手続等は学則第 30 条、学位規程、試験及び成績評価に関する規程に明文化され、それらはガイドブックに掲載され、学生に周知されている。また、新年度開始時のオリエンテーションにおいて、学年担任教員がこれらを詳しく説明している。

まず、本大学院の学位授与に係る基準は、学則第 30 条第 4 項で、本大学院は、本大学院会計研究科の課程を修了した者に会計修士（専門職）の学位を授与すると定め、同条第 1 項で基本的な修了認定要件として、本大学院の課程を修了するためには、本大学院に 2 年以上在学し、かつ所定の授業科目について 54 単位以上を修得しなければならないと規定している。

次に、修了認定要件を満たすために修得しなければならない 54 単位以上の授業科目を履修するに当たっては、学則別表で「会計職業倫理」2 単位を必修とし、財務会計系から 4 単位以上、管理会計系から 2 単位以上、監査系から 2 単位以上（「会計職業倫理」を除く。）法律系から 2 単位以上を必ず修得することが必要である旨を規定している。

さらに、単位の認定および成績の評価方法、成績評価の基準等については、試験及び成績評価に関する規程において詳細に定めている。

なお、本大学院の課程を修了したことの認定は、教授会の議を経て、学長が行う旨、学則第 30 条第 3 項で規定している。

学生への周知に関しては、学則、学位規程、試験及び成績評価に関する規程をガイドブックに掲載するのみでなく、ガイドブックにおいて、「学業に関する諸事項」、「試験・成績評価(概略)」の各章を設け、修了認定要件や単位修得の判定等の重要事項を記載し、学生に対して注意を喚起している。また、シラバスにおいても「評価方法」欄を設け、そこで授業科目ごとの成績評価の方針を掲げて、学生への周知を図っている。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック（平成 20 年 4 月入学生用）
 - pp.148-149 大原大学院大学学則 第 25 条～第 30 条および p.151 別表
 - p.153 大原大学院大学学位規程
 - pp.155-157 大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程
 - pp.133-136 学業に関する諸事項
 - pp.137-139 試験・成績評価(概略)
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック（平成 21 年 4 月入学生用）
 - pp.148-149 大原大学院大学学則 第 25 条～第 30 条および p.151 別表
 - p.153 大原大学院大学学位規程
 - pp.155-157 大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程
 - pp.133-136 学業に関する諸事項
 - pp.137-139 試験・成績評価(概略)

2-3 授与する学位の水準は、経営系分野の特性を踏まえ、かつ、ビジネス界等の期待に応える水準が維持されているか。()

<現状の説明>

本大学院では、会計分野の授業科目として、財務会計系は13科目、管理会計系は6科目、監査系は5科目を設けており、さらに系ごとに段階的な科目配置をすることにより、職業会計人としての業務遂行に必須の知識および技能を、業務上必要とするレベルで身に付けることができるよう配慮している。これらを主要科目として、所定の単位数を修得した者に与えられる本大学院の学位水準は、会計分野の特性を踏まえた水準が維持されている。

また、本大学院の学位の水準がビジネス界等の期待に応える水準に維持されているかどうかは、学位を授与された者が職業会計人としてビジネス界等に受け入れられるかどうかで把握できるものと考えている。学位を授与された者のうち、公認会計士を目指す者が、いまだ数は少ないものの、公認会計士試験に合格し監査法人に就職していること、一般企業へ就職を目指す者がすべて就職を成功させていることから、会計職業界およびビジネス界など社会一般からの期待レベルを実現しているものと考えられる。(下記データ参照)

<平成19年度修了者>

公認会計士試験結果

平成20年度 短答式試験受験者7人中4人合格、論文式試験受験者4人中1人合格

平成21年度 短答式試験受験者1人中0人合格、論文式試験受験者2人中0人合格

就職実績

就職希望者3人中3人就職

(注)他に元職場に復帰した者4人

<平成20年度修了者>

公認会計士試験結果

平成21年度 短答式試験受験者9人中6人合格、論文式試験受験者6人中0人合格

就職実績

就職希望者なし

(注)他に元職場に復帰した者4人

<根拠資料>

- ・資料1-2：平成21年度会計研究科ガイドブック(平成20年4月入学生用)
pp.7-8 平成21年度授業科目一覧表(授業科目年次配当表)
- ・資料1-3：平成21年度会計研究科ガイドブック(平成21年4月入学生用)
pp.7-8 平成21年度授業科目一覧表(授業科目年次配当表)
- ・資料1-5：平成19年度および平成20年度修了者の公認会計士試験結果および進路報告

(課程の修了等)

2-4 課程の修了認定に必要な在学期間および修得単位数が、法令上の規定や当該経営系専門職大学院の目的に対して適切に設定されているか。また、それらが学生の履修の負担が過重にならないように配慮して設定されているか。(「専門職」第2条、第3条、第15条)()

<現状の説明>

本大学院の在学期間は、基本的に2年以上、修了要件単位数は54単位以上であり、それぞれ、法令で定める2年間、30単位以上とする基準を満たし、高度な職業会計人を養成するという本大学院の目的に対して適切に設定されている。2年間で54単位を修得とした場合、前期・後期の各学期を平均して13.5単位ずつであり、これは週に6科目から7科目の履修が可能となる。また、1年間に履修できる単位数の上限として学則に規定する36単位を履修したとしても、平均して週に9科目(18単位)である。このように、課程の修了認定に必要な在学期間および修得単位数は、授業出席とその前後に行う準備学習および復習による履修の負担が学生にとって過重となることがないように設定されている。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2 : 平成21年度会計研究科ガイドブック(平成20年4月入学生用)
 - p.148 大原大学院大学学則 第25条
 - p.149 大原大学院大学学則 第30条第1項
 - p.119、p.123 授業時間割
- ・資料1 - 3 : 平成21年度会計研究科ガイドブック(平成21年4月入学生用)
 - p.148 大原大学院大学学則 第25条
 - p.149 大原大学院大学学則 第30条第1項
 - p.119、p.123 授業時間割

2-5 課程の修了認定の基準および方法は当該経営系専門職大学院の目的に応じて策定され、学生に周知されているか。(「専門職」第10条)()

<現状の説明>

本大学院における専門職学位課程修了の基準および方法は、高度職業会計人の養成という本大学院の目的に応じて策定されている。

在学期間2年以上を基本とし、修了に必要な単位数を54単位以上としているが、さらに次のような要件を付している。まず、職業会計人にとって必要な職業倫理観を醸成する目的から「会計職業倫理」2単位をすべての学生が履修しなければならない必修科目とし、次に、職業会計人にとっての必須の知識といえる財務会計系科目から最低4単位以上、管理会計系科目から同2単位以上、監査系科目から同2単位以上(「会計職業倫理」を除く。)を選択して修得することを義務付けている。また、法律系科目からも最低2単位以上を選択し修得することを義務付けている。

以上については、ガイドブックに特に学生用に重要事項をまとめ、「学業に関する諸事項」「試験・成績評価(概略)」の各章を設けて本大学院における専門職学位課程の修了に関わる重要事項について注意を喚起している。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2 : 平成21年度会計研究科ガイドブック(平成20年4月入学生用)
 - p.149 大原大学院大学学則 第30条第1項および、p.151 別表
 - pp.133-136 学業に関する諸事項
 - pp.137-139 試験・成績評価(概略)
- ・資料1 - 3 : 平成21年度会計研究科ガイドブック(平成21年4月入学生用)
 - p.149 大原大学院大学学則 第30条第1項および、p.151 別表

pp.133-136	学業に関する諸事項
pp.137-139	試験・成績評価(概略)

2-6 在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に沿って設定されているか。(「専門職」第 16 条) また、その場合、経営系専門職大学院の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされているか。()

<現状の説明>

本大学院に入学後、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、および、本大学院へ入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位について、あわせて 27 単位を超えない範囲において、入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことを学則第 27 条に規定している。これにより、早期に本大学院の修了必要単位数を満たす場合は、1 年以上 2 年未満の範囲内で早期に修了することができることを学則第 30 条第 2 項に規定しているが、これは法令の要件を満たすものである。

なお、現在まで在学期間の短縮措置を講じた事例はなく、実際に適用するに至っていないが、学則には本大学院において修得した単位以外の単位を認定する場合には、本大学院の目的に沿って定めた他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程に照らして認定することとしており、短縮措置を講ずる必要の可否の判断にあたっては、本大学院の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮している。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック(平成 20 年 4 月入学生用)
pp.148-149 大原大学院大学学則 第 27 条および p.149 第 30 条第 2 項、第 3 項
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック(平成 21 年 4 月入学生用)
pp.148-149 大原大学院大学学則 第 27 条および p.149 第 30 条第 2 項、第 3 項
- ・資料 2 - 1 : 他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程

2-7 在学期間の短縮の基準および方法が、学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示されているか。また、明示された基準および方法に基づいて公正かつ厳格に行われているか。()

<現状の説明>

在学期間の短縮の基準および方法を学則第 30 条第 2 項に規定し、あらかじめ明示している。現在までのところ、在学期間を短縮する事例は生じていないが、こうした事例が生じた場合には、公正かつ厳格なものとするために、他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程に基づき、まず、各系(分野)の教務責任者間において認定のための協議が実施され、次いで、教授会の議を経て単位の認定を行うこととしている。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック(平成 20 年 4 月入学生用)

- p.149 大原大学院大学学則 第27条第3項および第30条第2項、第3項
・資料1 - 3 :平成21年度会計研究科ガイドブック(平成21年4月入学生用)
p.149 大原大学院大学学則 第27条第3項および第30条第2項、第3項

2-8 課程の修了認定や在学期間の短縮の基準および方法について、その適切性を検証する仕組みが設定されているか。()

<現状の説明>

課程の修了認定の要件が在学期間、修得した単位数および科目(必修科目および選択必修科目)により構成されているため、認定者の恣意が介入する余地がなく、適切性が確保されている。また、在学期間の短縮についても、法令が容認する範囲内における基準を学則に規定しており、その方法については、最終的に教授会の議に委ねられるものであることが学則により規定され、一部の者に当該情報が秘匿され、また、最終的な判断が委ねられる恐れが生じない点で適切性が確保されている。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2 :平成21年度会計研究科ガイドブック(平成20年4月入学生用)
p.149 大原大学院大学学則 第27条第3項および第30条第1項、第2項
・資料1 - 3 :平成21年度会計研究科ガイドブック(平成21年4月入学生用)
p.149 大原大学院大学学則 第27条第3項および第30条第1項、第2項

(教育課程の編成)

2-9 専門職学位課程制度の目的ならびに当該経営系専門職大学院固有の目的を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか。「専門職」第6条()

<現状の説明>

本大学院は高度職業会計人の養成を目的とし、この目的を達成するため、財務会計系13科目、管理会計系6科目、監査系5科目を配置し、隣接分野として会社法等の法律系9科目、租税法系5科目、経済・経営系6科目、情報・統計系3科目を配置して必要な分野を網羅している。このように、会計専門職大学院固有の目的を達成するために相応しい授業科目が開設されている。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2 :平成21年度会計研究科ガイドブック(平成20年4月入学生用)
pp.7-8 平成21年度授業科目一覧表(授業科目年次配当表)
p.9 シラバス
・資料1 - 3 :平成21年度会計研究科ガイドブック(平成21年4月入学生用)
pp.7-8 平成21年度授業科目一覧表(授業科目年次配当表)
p.9 シラバス

2-10 経営系分野の特性に応じた基本的な科目、広い視野や周辺領域の知識を涵養する科目、基礎知識を展開発展させる科目、先端知識を学ぶ科目等が適切に配置され、かつ、体系的に教

育課程が編成されているか。()

<現状の説明>

本大学院では、科目を基本科目、発展科目、応用・実践科目の3段階に編成している。これらは、会計大学院第三者評価機構設置検討委員会の「自己評価の手引」に準じて以下のような目的のもとに配置されている。

- (1) 基本科目 会計並びに関連諸科目についての学部レベルでの知識を確認するとともに、職業会計人として最低限必要とされる知識を教育することを目的とする。
- (2) 発展科目 基本科目群に配置された授業科目を履修していること、あるいはそれらの知識があることを前提として、国際的に通用する職業会計人としての必要な知識を教育することを目的とする。
- (3) 応用・実践科目 職業会計人としての最先端の授業科目を配置するとともに、現場での典型的な判断・事例等をシミュレートした教育方法を取り入れ、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とする。

全47科目中、基本科目は20科目、発展科目は19科目、応用・実践科目は8科目である。応用・実践科目は職業会計人の業務と特に密接に関連した分野である財務会計系、管理会計系、監査系、法律系、租税法系について配置している。学生は基本科目から発展科目、応用・実践科目へと修得していくことで、断片的ではなく体系的に理解することが可能となる。

<根拠資料>

- ・資料1-2：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成20年4月入学生用）
pp.7-8 平成21年度授業科目一覧表（授業科目年次配当表）
p.9 シラバス
- ・資料1-3：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成21年4月入学生用）
pp.7-8 平成21年度授業科目一覧表（授業科目年次配当表）
p.9 シラバス

2-11 教育課程が、経営の実務に必要な専門的な知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに高い倫理観および国際的視野を持つプロフェッショナルな人材を養成する観点から適切に編成されているか。()

<現状の説明>

会計実務に必要な専門的知識の修得とともに、実務の遂行にあたって知識同様に要求される思考力、分析力、表現力を養成することを目的として、応用・実践科目群に配置した授業科目を中心に、課題に対するプレゼンテーションやディスカッションを行う手法を取り入れている。一方、高い職業倫理観を養成するものとしては「会計職業倫理」を配置し、必修として全学生に履修を課している。また、国際的な会計基準を学修するため、「英文会計」、「国際財務報告基準概論」を配置しており、プロフェッショナルとして要求される所定の知識、技能の修得を可能とする教育課程を編成している。

<根拠資料>

- ・資料1-2：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成20年4月入学生用）
シラバス：企業会計実務（p.30）、税務会計演習（p.34）、英文会計（p.26）、国際

- 財務報告基準概論 (p.28) コストマネジメント研究 (p.44) 財務諸表分析演習 (p.46) 会計職業倫理 (p.48) 監査知識実務応用 (p.56) 会社法演習 (p.74)
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
- シラバス : 企業会計実務 (p.30) 税務会計演習 (p.34) 英文会計 (p.26) 国際財務報告基準概論 (p.28) コストマネジメント研究 (p.44) 財務諸表分析演習 (p.46) 会計職業倫理 (p.48) 監査知識実務応用 (p.56) 会社法演習 (p.74))

2-12 経営系専門職大学院の使命・目的および教育目標に応じて、それぞれの分野の教育課程が次に掲げるような事項を踏まえた内容になっているか。()

【会計分野】

例えば、財務会計、管理会計、監査等に関する内容を扱う科目が適切に教育課程に盛り込まれているか。

<現状の説明>

本大学院では、高度職業会計人を養成するという使命・目的に応じ、財務会計、管理会計、監査、法律、租税法、経済・経営、情報・統計の 7 つの系に必要な科目を配置している。

特に会計分野についてみれば、財務会計系には、簿記、財務会計、制度会計、税務会計、国際会計を、管理会計系には、原価計算、管理会計、原価管理、財務分析を、監査系には、監査基準論、監査手続論、監査報告論、会計職業倫理を修得できるよう、それらを扱う科目が適切に教育課程に盛り込まれている。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
- シラバス : pp.10-35 財務会計系科目
pp.36-47 管理会計系科目
pp.48-57 監査系科目
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
- シラバス : pp.10-35 財務会計系科目
pp.36-47 管理会計系科目
pp.48-57 監査系科目

2-13 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮しているか。()

<現状の説明>

高度職業会計人を養成する本大学院の目的に呼応して、学生の多くが修了後に公認会計士となることを望んでいる。会計専門職大学院修了者に認められる公認会計士短答式試験の一部科目免除の特典付与を確実なものとするため、修得がその条件となる授業科目の設置を行っている。ただし、公認会計士試験受験を希望する学生の基礎知識は一律でないため、本大学院では個々の学生のレベルに応じた履修指導を行っている。

また、国際会計基準へのコンバージェンスを端緒とする国内基準の大きな変革等、変化の動向

にいち早く対応しうる情報と技術を修得するために、特定の法令や手続き等を学ぶことができる授業科目(「国際財務報告基準概論」)を配置している。

さらに、事件として報じられ、また、会計業界におけるトレンドやトピックを構成する事案について、これらをテーマとして取り込み教授するといったタイムリーな授業科目(「企業会計実務」、「実践財務会計」、「税務会計演習」、「会計職業倫理」、「監査知識実務応用」、「会社法演習」、「金融商品取引法実務」等)を配置しており、社会が要請するプロフェッショナルとしての高いレベルでの問題解決力の養成に配慮している。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
p.134 学業に関する諸事項 会計士試験一部科目免除要件表
pp.5-6 履修モデル
シラバス : 国際財務報告基準概論 (p.28) 企業会計実務 (p.30) 実践財務会計 (p.32) 税務会計演習 (p.34) 会計職業倫理 (p.48) 監査知識実務応用 (p.56) 会社法演習 (p.74) 金融商品取引法実務 (p.72)
- ・資料1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
p.134 学業に関する諸事項 会計士試験一部科目免除要件表
pp.5-6 履修モデル
シラバス : 国際財務報告基準概論 (p.28) 企業会計実務 (p.30) 実践財務会計 (p.32) 税務会計演習 (p.34) 会計職業倫理 (p.48) 監査知識実務応用 (p.56) 会社法演習 (p.74) 金融商品取引法実務 (p.72)

(系統的・段階的履修)

2-14 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限が設定されているか。(「専門職」第12条)()

<現状の説明>

本大学院は、学則において、1年間に履修できる単位数の上限を36単位と定めている。従って、修了要件となっている54単位以上を修得するにあたっては、各年次18単位(9科目)から36単位(18科目)の間で履修することとなり、各年次にわたりバランスのよい履修ができるよう配慮している。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
p.148 大原大学院大学学則 第25条第2項
p.149 大原大学院大学学則 第30条第1項
- ・資料1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
p.148 大原大学院大学学則 第25条第2項
p.149 大原大学院大学学則 第30条第1項

2-15 教育課程の編成においては、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されているか。()

<現状の説明>

各年次に配当している科目を、系(分野)別・段階別(基本科目、発展科目、応用・実践科目)に一覧すると次のようになる。この表から分かるように、概ね1年次に基本科目、発展科目を、2年次に発展科目、応用・実践科目を配置し、系統ごとに段階的に科目の履修が行えるようになっている。

系(分野)	1年次	2年次	計
財務会計系	基本5科目 発展2科目	発展3科目 応用・実践3科目	13科目
管理会計系	基本2科目 発展1科目	発展1科目 応用・実践2科目	6科目
監査系	基本2科目 発展1科目	発展1科目 応用・実践1科目	5科目
法律系	基本3科目 発展1科目	発展4科目 応用・実践1科目	9科目
租税法系	基本1科目 発展1科目	発展2科目 応用・実践1科目	5科目
経済・経営系	基本3科目	基本2科目 発展1科目	6科目
情報・統計系	基本1科目 発展1科目	発展1科目	3科目
計	24科目	23科目	47科目

<根拠資料>

- ・資料1-2:平成21年度会計研究科ガイドブック(平成20年4月入学生用)
pp.7-8 平成21年度授業科目一覧表(授業科目年次配当表)
- ・資料1-3:平成21年度会計研究科ガイドブック(平成21年4月入学生用)
pp.7-8 平成21年度授業科目一覧表(授業科目年次配当表)

2-16 授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間(教室外の準備学習・復習を含む)等を考慮して、適切な単位が設定されているか。()

<現状の説明>

本大学院が配置する授業科目のすべてが会計、監査およびその周辺領域に関わる内容であり、授業形態は、教員の教授によるものは主として講義形式とし、演習要素を多く含むものについてはゼミ形式を採用している。また、教育課程は、各年次において前期および後期に区分する Semester 制を採用しており、すべての授業科目が、1 Semester 内において15回の授業で構成されている(なお、この15回には、定期試験の実施回数を含まない。)本大学院においては、授業1回の学修に際して必要とする学習時間(教室外の準備学習・復習を含む。)を標準6時間と想定し

ており、15回の授業を実施することをもって一授業科目における総学習時間が、90時間程度となるようにシラバスを組み立てている。

前項 2-14 で述べているように、1 セメスターあたりに履修する授業科目の上限は平均して 9 科目(18 単位)であることから、これを実際に履修した場合には、授業実施日 1 日あたり約 12 時間程度、1 週間(5 日間)で約 60 時間程度の学習時間を要することとなるが、大学院における学修・研究としてみた場合には、適量範囲内の学習状況であると考ええる。

以上のように、本大学院におけるすべての授業科目について、適切に単位が設定されている。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック(平成 20 年 4 月入学生用)
pp.7-8 平成 21 年度授業科目一覧表(授業科目年次配当表)
pp.119-126 平成 21 年度授業時間割・日程表
pp.5-6 履修モデル
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック(平成 21 年 4 月入学生用)
pp.7-8 平成 21 年度授業科目一覧表(授業科目年次配当表)
pp.119-126 平成 21 年度授業時間割・日程表
pp.5-6 履修モデル

(理論教育と実務教育の架橋)

2-17 理論教育と実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか。()

<現状の説明>

本大学院においては、理論と実務の原理・原則を教授する授業科目を除いて、配置される授業科目の多くが理論と実務の架橋を強く意識して実施されている。例えば、以下のような授業科目である。

財務会計系：企業会計実務(2 年次前期配当)、実践財務会計(2 年次前期配当)、税務会計演習(2 年次後期配当)

管理会計系：コストマネジメント研究(2 年次前期配当)、財務諸表分析演習(2 年次後期配当)

監査系：監査論(2 年次前期配当)、監査知識実務応用(2 年次後期配当)

法律系：会社法演習(2 年次後期配当)、金融商品取引法実務(2 年次後期配当)

租税法系：法人税法(1 年次後期配当)、所得税法(2 年次前期配当)、消費税法(2 年次前期配当)、租税法演習(2 年次後期配当)

これらの科目の授業内容は、その多くで企業等が実際に開示しているデータを使用し、また、実際の企業活動等にとって緊要な課題を題材として実施されることを建前としている。従って、カリキュラムの編成上、その理解・把握、解決・処理のために必要とされる基礎力が整う 2 年次にほとんどを配置している。さらに、履修するにあたりあらかじめ具備しておくべき知識および所定のレベルが必要とされる授業科目については、シラバス内の「履修者への要望(履修条件等)」欄においてその旨が記載されている。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
pp.7-8 平成 21 年度授業科目一覧表(授業科目年次配当表)
シラバス: 企業会計実務 (p.30) 実践財務会計 (p.32) 税務会計演習 (p.34) 成本管理研究 (p.44) 財務諸表分析演習 (p.46) 監査論 (p.54) 監査知識実務応用 (p.56) 会社法演習 (p.74) 金融商品取引法実務 (p.72) 法人税法 (p.78)、所得税法 (p.80)、消費税法 (p.82) 租税法演習 (p.84)
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
pp.7-8 平成 21 年度授業科目一覧表(授業科目年次配当表)
シラバス: 企業会計実務 (p.30) 実践財務会計 (p.32) 税務会計演習 (p.34) 成本管理研究 (p.44) 財務諸表分析演習 (p.46) 監査論 (p.54) 監査知識実務応用 (p.56) 会社法演習 (p.74) 金融商品取引法実務 (p.72) 法人税法 (p.78)、所得税法 (p.80)、消費税法 (p.82) 租税法演習 (p.84)

2-18 職業倫理を養う授業科目が開設されているか。()

< 現状の説明 >

高い職業倫理観を備えた職業会計人の養成は会計専門職大学院の重要な責務であり、本大学院では、監査系の授業科目の中に「会計職業倫理」を配置し、すべての学生に履修させるために必修科目としている。

「会計職業倫理」では、プロフェッショナルとして独立性を保持し、正当な注意を払って監査に当たるにはどうすべきかを、公認会計士協会の倫理規則をはじめとする様々な規則を用いて理解させ、あわせて、法律上の責任と罰則、懲戒処分の種類と内容、倫理観を失って責任に問われたときの利害関係者、業界、所属事務所、自己等が被る損害について学習させている。また、公認会計士協会による懲戒処分例を分析し、実際の不正、粉飾の手口についても理解させ、職業会計人としての社会的使命感と責任感の醸成に努めている。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
シラバス: 会計職業倫理 (p.48)
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
シラバス: 会計職業倫理 (p.48)

(導入教育と補習教育)

2-19 多様な入学者に対応した導入教育が実施されているか。()

< 現状の説明 >

学校説明会の参加者および個別相談者については、出願時までに入学者希望者の簿記会計に対する知識レベルを把握するよう努めており、本大学院の目的と照らして必要とする最低限の簿記会

計に関する知識を有していない者に対しては、まず自主的に簿記会計に関する基礎教育を受けるよう指導している。次に、出願者の入学試験の結果を踏まえ、簿記会計の知識が不足していると判断された合格者を対象として、入学前の導入教育を実施している。導入教育は、大原学園が社会人教育のために開発した簿記講座(日本商工会議所検定対策用)を受講させることとしている。このように多様な入学者に対応した導入教育が実施されている。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 1 : 大学案内 (2009 年度) p.15 大学院生への強力なサポート
- ・資料 - : 大原大学院大学 ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/life.html>
「授業・学生生活」 「事前学習・課外学習制度」

2-20 基礎学力の低い学生に対応した補習教育等の措置がとられているか。()

<現状の説明>

前項 2 - 19 における導入教育を受講した者のうち、入学後においてもまだその教育を終了していない者については、継続して受講を続けられることとしており、基礎学力の不足が大大学院における今後の学修に支障を来すことのないよう配慮している。

また、入学後、授業開始前のオリエンテーション実施時に行う授業科目の履修に関する指導において、前掲 2 - 19 における導入教育を受講した入学生を含め、簿記会計に関して保有する知識レベルに不安を有する学生に対しては、学部レベルの基礎学力を確認するために、1 年次前期に配置される授業科目「簿記原理」および「原価計算原理」の履修を促している。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
シラバス: 簿記原理 (p.10) 原価計算原理 (p.36)
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
シラバス: 簿記原理 (p.10) 原価計算原理 (p.36)
- ・資料 1 - 1 : 大学案内 (2009 年度) p.15 大学院生への強力なサポート
- ・資料 - : 大原大学院大学 ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/life.html>
「授業・学生生活」 「事前学習・課外学習制度」

(教育研究の国際化)

2-21 教育研究の国際化について、当該経営系専門職大学院内で方向性が明らかにされているか。

また、海外の大学との連携等、国際化を進めるための具体的なプログラムは定められているか。()

<現状の説明>

教育研究の国際化について、財務会計系科目に「英文会計」「国際財務報告基準概論」の 2 つを用意しているほか、FD 活動の一環として行っている IFRS (国際財務報告基準) に関する外部講師を招いての研修会への学生の参加を促すなど取り組みを行ってはいるが、現状では、教育研究の国際化について、大大学院の方向性は明確には定められていない。また、海外の大学との

連携等、国際化を進めるための具体的なプログラムは定めていない。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
シラバス : 英文会計 (p . 26) 国際財務報告基準概論 (p . 28)
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
シラバス : 英文会計 (p . 26) 国際財務報告基準概論 (p . 28)
- ・資料 1 - 4 : F D 報告書 平成 19 年度 山田辰己先生講演会
平成 21 年度 又邊崇先生研修会

2-22 海外の大学との連携等、国際化に関する取組みの実績はあるか。また、今後の具体的な取組みの計画は定められているか。()

< 現状の説明 >

海外の大学との連携等、国際化に関する取組みの実績はない。また、今後の具体的な取組みの計画は定められていない。

< 根拠資料 >

該当なし

(教職員・学生等からの意見の反映)

2-23 教育課程の編成や教育水準の設定のプロセスにおいて、教職員や学生のみならず、ビジネス界その他の外部の意見・要望が適切に反映されているか。意見反映のための手続は明文化されているか。()

< 現状の説明 >

本大学院は小規模な組織である。このため、教職員が意見・要望を表明する機会は、教授会において常に提供されており、また、その諮問委員会としての教務委員会、F D 委員会においても機会が提供されているため、教職員の意見・要望は比較的容易に反映されている。

一方、学生については、各セメスターにおいて実施される定期試験にあわせて、当該セメスターにおいて実施された授業科目 (履修者が 5 名以下の授業科目は実施しない。) についてアンケートを行っている。その集計結果は、アンケート対象科目の担当教員に個別に報告されるほか、全結果が研究科長、教務委員長および F D 委員長に報告されていることから、これらの教員を經由して学生の意見・要望が反映される仕組みとなっている。

他方、ビジネス界その他の外部の意見・要望に関しては、本大学院において教鞭を執る実務家教員が現在においてもビジネス界との繋がりを密接に有しているため、この実務家教員を介してビジネス界からの本大学院に対する意見・要望を取り込んでいる。

しかし、現状では、意見反映のための手続は明文化されていない。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 8 : 大原大学院大学 教授会・各委員会規程
教授会規程 教務委員会規程 F D 委員会規程
- ・資料 2 - 2 : 学生アンケート (授業アンケート編) の雛型

- ・資料2 - 3：学生アンケート（授業アンケート編）の集計結果(抜粋)
- ・基礎データ

pp.18-22 pp.29-30 教員組織 3 専任教員の教育・研究業績（実務家教員の部分）

（特色ある取組み）

2-24 教育内容について特色ある取組みを行っている場合は、その取組みの趣旨・内容は、当該経営系専門職大学院固有の使命・目的および教育目標の達成にとって有効なものとなっているか。（ ）

<現状の説明>

本大学院の教育内容についての特色ある取組みは、段階的・体系的に学べるカリキュラムの編成である。

財務会計系、管理会計系、監査系という会計・監査の主要科目だけではなく、隣接する法律系、租税法系科目、さらには経済・経営系、情報・統計系といった周辺科目までも十分に網羅する充実したカリキュラムを組み、それらすべての分野において、授業科目を基本科目、発展科目、応用・実践科目の三段階に明確に分け、一年次から二年次にかけて順次履修することで着実に身に付けることができるように配置している。これは、高度職業会計人として必須の高い倫理観と会計・監査の専門的知識や技能だけではなく、それを的確に活用し相応の実務をこなすために必要な幅広い知的素養を身につけさせるためである。このように、本大学院の教育内容について特色ある取組みの趣旨・内容は、本大学院の使命・目的および教育目標である高度職業会計人として社会に貢献しうる人材の育成に有効であると考ええる。

<根拠資料>

- ・資料1 - 1：大学案内 pp.3-4 大原大学院大学4つの特色
- ・資料 - :大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/index.html>
「大学院概要」 「特色」

2-25 取組みの成果について検証する仕組みが整備されているか。また、検証結果を取組みのさらなる改善に結びつける仕組みが整備されているか。（ ）

<現状の説明>

本大学院の使命・目的および教育目標である高度職業会計人の養成に即した教育効果をあげているか否かについては、修了者が職業会計人として公認会計士あるいは会計に密接な関係にある職に就くことによって評価されるものと考えているが、本大学院は開学間もないため、まだ十分なデータの蓄積に至っていないのが現状である。したがって、それがどの程度教育内容についての特色ある取組の成果であるかを検証するにも至っておらず、検証結果を取組みのさらなる改善に結びつける仕組みもいまだ整備されていない。

<根拠資料>

該当なし

【点検・評価】

関連する「評価の視点」

[問題点]

教育課程の編成（2-11）、教育研究の国際化（2-21）

[問題点]

急速に進展する会計の国際化に対応しうる見識を幅広く兼ね備えた職業会計人を育てることは、本大学院の目的・使命の一つであるが、この点において、教育課程の編成上、国際性に富む授業科目が不足していること。（視点 2-11、2-21）

< 根拠資料 >

該当なし

< 今後の方策 >

[問題点]

本大学院では、国際性を身につけるための科目として、財務会計系科目に「英文会計」「国際財務報告基準概論」の2つが用意されている。しかし、高度職業会計人に要求される国際性とはこのような会計処理にかかわる知識の習得だけを指すのではなく、国際経済社会の環境の変化に柔軟に対応し行動できるための見識と能力である。これは実際に国際経済社会に身を置き実務をこなしてきた者でなければ教授することは難しい。本大学院でもそのような人材はあり、国際性を標榜する科目ではなくても授業においてそれが生かされている面はあるが、全体としては少なく、教育課程上改善されなければならない問題として認識している。しかし、小規模経営たる本大学院の現状では、そのような人材を早急かつ潤沢に採用することは困難である。今後の専任教員の退職による入れ替えの際等に十分に考慮するものとするが、当面は、FD活動の一環として行っている国際経験の豊富な外部講師を招いての研修会等への学生の積極的な参加を促すことや、非常勤講師の採用等、専任教員の授業以外の面での対策を講じていく。これらの方策については将来計画検討委員会で協議する。（視点 2-11、2-21）

< 根拠資料 >

・資料 1 - 7 : 「今後の方策」を承認した教授会議事要録（抜粋）

(2) 教育方法等

< 概要 >

本大学院では、理論と実務の架橋を図る教育の手法として、該当する授業の多くにおいて、事例を提示された学生がレポートを作成して教室内で発表を行い、次いで質疑応答や討論等を交えて進行させる双方向・多方向の授業を行っている。さらに、ケーススタディ等を積極的に取り入れることによって、また、正課授業ではないものの、監査法人へのインターンシップを実施できるように体制を整えることによって、実践教育の充実を図っている。

学生に対しては、シラバスにおいて「授業テーマ・目的」、「達成目標」、「授業の形態」、「評価方法」、「履修者への要望（履修条件等）」とともに、各回の「授業内容」をくわしく記述し明示している。

成績評価および単位認定にあたっては、評価の公正性および厳格性を確保するために、学則のほかに、試験及び成績評価に関する規程を設けて詳細を定めている。なお、授業科目により、成績評価の方法が異なる場合があるため、(1)定期試験、その他の成績（授業内試験、レポート等）、出席状況等を加え総合的に評価する方法、(2)定期試験で評価する方法、(3)平常の学習状況（ゼミ形式の授業における発表等）により評価する方法の3つを定め、各科目のシラバスに「評価方法」の欄を設け、授業科目ごとの評価方法を示している。これらの内容は、授業を開始する前にあらかじめ学生に配付するガイドブックに掲載し、明示している。

入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえ、オリエンテーションの実施時から学年担任教員が必要に応じて個別に履修指導を行い、さらに、オフィス・アワーを設定し、担当教員に直接質問できる機会を作っている。また、授業に2回出席した後に履修科目を最終確定する方法を採用することにより、学生の希望に沿った履修が行えるようにしている。

さらに、授業内容および方法の改善のために、FD委員会を設け、継続的に授業参観やFD研修会（講演会を含む）を開催している。

(授業の方法等)

2-26 実践教育を充実させるため、講義、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、ゲーム、シミュレーション、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や教育形態が採用されているか。（「専門職」第8条第1項）（ ）

< 現状の説明 >

実践教育を充実させるため、応用・実践科目に配置された授業科目を中心に、多くの授業において、講義形式によるもののほかに、討論形式によるもの、発表形式を伴うもの等、学生の討議・発表の機会を積極的に提供する授業を実施している。また、ケーススタディや演習を取り入れ、そこで実務界における最新の課題・問題点等をテーマに据えることで、適時性に優れた話題に触れることができるものとなっている。一例をあげれば、「企業会計実務」では、企業の財務担当者が重要と考える会計上や経営上の目標にテーマを絞り、最初の12回はそのテーマごとに基礎概念を学習した上で、実際に企業が行った事例に関してディスカッションを行い、後半の3回では、学生に新聞等で報じられた事案を抽出してもらい分析・解説を行わせることでプレゼンテーション能力の養成にも資する授業となっている。さらに、「消費税法」のように実務で用いられる書式の作成を経験させる授業や、「会計情報システム論」のように、PC実習を盛り込んだ授業も行わ

れている。

また、正課授業ではないが、平成 19 年度から会計大学院協会の協力を得て、監査法人へのインターンシップを夏期または春期に実施できるように体制を整えている。

インターンシップは大手監査法人で 5 日間体験することができ、参加した学生は平成 19 年度 2 人、平成 20 年度 0 人であった。平成 21 年度は平成 22 年 2 月に実施し、参加した学生は 6 人である。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
シラバス : 会計基準論 (p.22) 財務会計演習 (p.24) 企業会計実務 (p.30) 税務会計演習 (p.34) 財務諸表分析 (p.42) コストマネジメント研究 (p.44) 財務諸表分析演習 (p.46) 監査知識実務応用 (p.56) 会社法特講 (p.68) 会社法特講 (p.70) 会社法演習 (p.74) 法人税法 (p.78) 所得税法 (p.80) 消費税法 (p.82) 租税法演習 (p.84) 日本経済・経済学概論 (p.86) 会計情報システム論 (p.102)
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
シラバス : 会計基準論 (p.22) 財務会計演習 (p.24) 企業会計実務 (p.30) 税務会計演習 (p.34) 財務諸表分析 (p.42) コストマネジメント研究 (p.44) 財務諸表分析演習 (p.46) 監査知識実務応用 (p.56) 会社法特講 (p.68) 会社法特講 (p.70) 会社法演習 (p.74) 法人税法 (p.78) 所得税法 (p.80) 消費税法 (p.82) 租税法演習 (p.84) 日本経済・経済学概論 (p.86) 会計情報システム論 (p.102)
- ・資料 2 - 4 : 大原大学院大学インターンシップ実施要項
- ・資料 2 - 5 : インターンシップの注意事項 (学生用)
- ・資料 2 - 6 : インターンシップの実施状況

2-27 実践教育に関する授業の水準を適切に把握し、向上させていくための取組みが行われているか。()

<現状の説明>

実践教育に関する授業の水準を適切に把握するために、各定期試験の実施にあわせて行われる授業アンケートによって学生からの意見を収集している。また、その協議のための場を定期的に設けてはいないものの、例えば、FD活動の一環として実施される複数教員が参加する授業参観後のディスカッションにおいては、当該授業のテーマの選択が適切であったか、またそれが学生の学修レベルに適したものであったか等が討議されており、水準の把握と向上に資するものとなっている。

<根拠資料>

- ・資料 2 - 2 : 学生アンケート (授業アンケート編) の雛型
- ・資料 2 - 7 : FD 報告書 第 1 回 ~ 第 5 回 授業参観報告書

2-28 多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としているか。(「専門職」第8条第2項)()

<現状の説明>

多様なメディアを利用した遠隔授業を行っていない。

<根拠資料>

該当なし

2-29 通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としているか。(「専門職」第9条)()

<現状の説明>

通信教育による授業を行っていない。

<根拠資料>

該当なし

2-30 授業のクラスサイズは、授業の内容、授業の方法および施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられる適切な人数となっているか。(「専門職」第7条)()

<現状の説明>

本大学院の入学定員は30人である。講義形式の授業は、原則として、余裕をもってこの30人を収容しうる大学院専用教室において実施している。なお、講義形式の授業の場合、1授業あたりの学生数は30人が適正な規模であると判断している。

また、比較的履修者数が少ない講義形式の授業若しくはゼミ形式の授業にあっては、担当する教員の希望により、大学院専用のゼミ教室において授業を実施している。なお、ゼミ形式の授業の場合、1授業あたりの学生数は20人(@5人×4班)が適正規模であると判断している。万一、これを上回る履修希望者がいる場合には、空いている時間帯を利用して、同一の教員が追加開講することになっている。

以上により、授業のクラスサイズは教育効果を十分に上げられる適切な人数となっている。

<根拠資料>

・資料2-8：各授業科目の履修者数と教室の収容人数

2-31 個別的指導が必要な授業科目については、それに相応しい学生数が設定されているか。()

<現状の説明>

個別的指導が必要な授業科目はない。

<根拠資料>

該当なし

(授業計画、シラバスおよび履修登録)

2-32 教育課程の編成の趣旨に沿って、毎回の授業の具体的内容・方法、使用教材、履修要件および一年間の授業日程等が明示されたシラバスが作成されているか。(「専門職」第10条第1項)
()

<現状の説明>

本大学院のシラバスには、教育課程の編成の趣旨に沿って、各授業科目について、各回の授業の具体的内容のほか、(1) 授業テーマ・目的、(2) 達成目標、(3) 授業の形態、(4) 評価方法、(5) 履修者への要望(履修条件等) (6) テキスト、参考図書を詳細に示している。また、一年間の授業日程については、シラバスを掲載しているガイドブックに、セメスタ別、学年次別に別途明示している。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2 : 平成21年度会計研究科ガイドブック(平成20年4月入学生用)
pp.9-103 シラバス
pp.119-126 平成21年度授業時間割・日程表
- ・資料1 - 3 : 平成21年度会計研究科ガイドブック(平成21年4月入学生用)
pp.9-103 シラバス
pp.119-126 平成21年度授業時間割・日程表

2-33 授業時間帯や時間割等は学生の履修に配慮して作成されているか。()

<現状の説明>

修了要件である54単位(27科目)を、履修する授業科目数の週平均で示すと7科目となる。本大学院は1日4時制限を敷き、週5日授業を実施しているため、週20コマの授業を設定することが可能であるが、このうち、学生が最低限出席しなければならないのは週平均で7コマとなる。本大学院においては、1コマあたりの学習時間(準備学習および復習を含む。)を6時間と想定しているため、本大学院における授業の1日1コマから2コマの履修は、学生に十分な準備学習および復習の時間を与えることができ、授業時間帯および時間割は学生の履修に配慮したものとなっている。

	前期	後期	合計
第1時限	4科目	4科目	8科目
第2時限	4科目	2科目	6科目
第3時限	9科目	7科目	16科目
第4時限	9科目	6科目	15科目
合計	26科目	19科目	45科目

(注1) 前期、後期の科目数は1年次配当と2年次配当の科目合計数である。

(注2) 平成21年度の開講科目数の合計が学則別表に規定する47科目ではなく45科目となっているのは、平成20年度入学生(現2年次生)が1年次に旧カリキュラムにより履修し、現行カリキュラムでは2年次配当となっている一部科目を1年次ですでに履修しているために開講してない科目が2科目あるためである。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
p.119 平成 21 年度 前期 授業時間割
p.123 平成 21 年度 後期 授業時間割
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
p.119 平成 21 年度 前期 授業時間割
p.123 平成 21 年度 後期 授業時間割

2-34 授業はシラバスに従って適切に実施されているか。()

< 現状の説明 >

各授業科目全 15 回の授業に対し、15 回目の終了時の授業アンケートにおいて担当教員の授業進捗度を確認している。その結果、授業はシラバスに従って適切に行われている。

< 根拠資料 >

- ・資料 2 - 3 : 学生アンケート (授業アンケート編) の集計結果 (抜粋)

(単位認定・成績評価)

2-35 経営系専門職大学院の目的に応じた成績評価、単位認定の基準および方法が策定され、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。(「専門職」第 10 条第 2 項) ()

< 現状の説明 >

本大学院の成績評価および単位認定に関して必要な事項は、学則第 26 条、第 29 条および、試験及び成績評価に関する規程に定めている。

成績評価については、下記の 5 段階の評価を行うことを学則第 29 条に明示している。

	評 価	得 点
評 価 基 準	S 評 価	90 点以上
	A 評 価	80 点 ~ 89 点
	B 評 価	70 点 ~ 79 点
	C 評 価	60 点 ~ 69 点
	D 評 価	59 点以下

また、単位認定については、学則第 29 条において、成績評価のうち、S、A、B、C を合格とし、D を不合格とすることを規定し、学則第 26 条において、この評価に基づき、単位を認定することを明示している。

なお、本大学院が目的とする高度職業会計人の養成のためには、知識の蓄積、理論的な分析力、実践的な能力など様々な面の習得が必要とされるため、成績評価の方法も授業の特質に応じて、(1) 定期試験、その他の成績 (授業内試験、レポート等)、出席状況等を加え総合的に評価する方法、(2) 定期試験で評価する方法、(3) 平常の学習状況 (ゼミ形式の授業における発表等) により評価する方法の 3 つを認めている。これらについては、試験及び成績評価に関する規程に明示し

ている。

以上の成績評価および単位認定に関する学則および規程を学生に配付するガイドブックに掲載し、また、これらについて注意事項等をまとめたものを、同ガイドブックの第 4 章に特に「試験・成績評価(概略)」として掲載し、学生の注意を喚起している。さらに、授業科目ごとにどの評価方法をとるかは、同ガイドブックの各科目のシラバスに「評価方法」の欄を設け、あらかじめ明示している。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
 - p.148 大原大学院大学学則 第 26 条
 - p.149 大原大学院大学学則 第 29 条
 - pp.155-157 大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程
 - pp.137-139 試験・成績評価(概略)
 - pp.9-103 シラバス「評価方法」
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
 - p.148 大原大学院大学学則 第 26 条
 - p.149 大原大学院大学学則 第 29 条
 - pp.155-157 大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程
 - pp.137-139 試験・成績評価(概略)
 - pp.9-103 シラバス「評価方法」

2-36 明示された基準および方法に基づいて成績評価、単位認定が統一的な方法で公正かつ厳格に行われているか。(「専門職」第 10 条第 2 項)()

< 現状の説明 >

前項 2-35 で説明したように、本大学院では試験及び成績評価に関する規程において、成績評価の方法について 3 つの異なる方法を認めているが、いずれの方法で成績評価を行うにせよ、その評価は、学則第 29 条に定める下表の基準を唯一のものとして、統一的な方法で公正かつ厳格に行われている。

	評 価	得 点
評 価 基 準	S 評価	90 点以上
	A 評価	80 点 ~ 89 点
	B 評価	70 点 ~ 79 点
	C 評価	60 点 ~ 69 点
	D 評価	59 点以下

また、単位認定もこの成績評価に基づき、S、A、B、C の評価を合格として単位を認定し、D 評価を不合格として単位を認定しないこととし、統一的な方法で公正かつ厳格に行われている。

< 現状の説明 > の改善点

平成 22 年度前期の成績評価より、履修人員 6 名以上の科目について、S 評価の割合を 10%程

度、A評価（S評価を含む。）以上の割合を30%程度とする新基準が導入され、また、成績分布が正規分布に擬したものになるよう努力することが定められた。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成20年4月入学生用）
p.148 大原大学院大学学則 第26条
p.149 大原大学院大学学則 第29条
pp.155-157 大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程
- ・資料1 - 3：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成21年4月入学生用）
p.148 大原大学院大学学則 第26条
p.149 大原大学院大学学則 第29条
pp.155-157 大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程
- ・資料2 - 9：成績分布表

2-37 学修の成果に対する評価、単位認定において、評価の公正性および厳格性を担保するために、成績評価に関する学生からのクレームに対応するなど、適切な仕組みが導入されているか。（ ）

<現状の説明>

定期試験等の後、成績評価の結果を各学生に示し、成績評価に疑義がある場合には調査を願い出ることができる旨を試験及び成績評価に関する規程に定め、あわせて、ガイドブックに注意事項として掲載している。調査を願い出る者は指定した期間内に事務局に質問票を提出し、事務局は担当教員および教務委員長に報告し、担当教員の回答を教務委員長が確認した後、書面をもって学生に回答している。この過程を経た後、成績評価を最終確定することとし学生からのクレームに対応する仕組みが導入されている。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成20年4月入学生用）
p.157 大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程 第17条
p.139 試験・成績評価（概略）5．成績評価 (3)成績評価に関する調査及び異議申し立て
- ・資料1 - 3：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成21年4月入学生用）
p.157 大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程 第17条
p.139 試験・成績評価（概略）5．成績評価 (3)成績評価に関する調査及び異議申し立て
- ・資料2 - 10：質問票および回答票

（他の大学院における授業科目の履修等）

2-38 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や当該経営系専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該経営系専門職大学院で修得した単位として認定する場

合、教育上有益と認められ、かつ、その認定が法令上の基準の下に、当該経営系専門職大学院の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか。(「専門職」第13条、第14条)()

<現状の説明>

本大学院においては、法令上の基準に基づき、学則第27条において、教育上有益と認めるときには学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や本大学院に入学前に修得した単位を27単位を超えない範囲で本大学院で修得した単位としてみなすことを認めている。さらに、他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程において、単位認定の対象となる大学院は会計大学院協会の会員校である会計専門職大学院に限ること、学則別表に定める租税法系、経済・経営系、情報・統計系の授業科目を対象とし、必修科目または選択必修科目を含む財務会計系、管理会計系、監査系、法律系の授業科目は対象から除外し、本大学院での科目履修によってのみ単位を付与することとしている。単位の認定は、対象となる教員の議を経て教授会が行うことを定め、本大学院の教育水準および教育課程としての一体性を損なうことのないように配慮している。

なお、現在まで他の大学院において修得した単位や本大学院に入学前に修得した単位を、本大学院で修得した単位として認定した事例はなく、上記規程の適用には至っていない。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成20年4月入学生用）
pp.148-149 大原大学院大学学則 第27条 および p.151 別表
- ・資料1 - 3：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成21年4月入学生用）
pp.148-149 大原大学院大学学則 第27条 および p.151 別表
- ・資料2 - 1：他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程

(履修指導等)

2-39 入学前における学生の多様なバックグラウンドや職業観に配慮するなど、個々の学生のキャリアに応じた履修指導が行われているか。()

<現状の説明>

本大学院の入学者は新卒者だけでなく、社会経験のある者も多く、多様なバックグラウンドや職業観を持っている。このため、あらかじめガイドブックに、「公認会計士を目指す者」、「企業において会計の専門的知識を活かそうとする者」、「我が国の会計と国際会計の双方に精通した会計専門職を目指す者」、「広く一般に会計の素養を修得したい者」の4つの基本履修モデルを示すとともに、入学時のオリエンテーションの実施時から、学年担任教員が個々の学生の今後の志望や進路を確かめ、これまでのキャリアに応じたきめ細かな履修指導を行っている。現在のところ学生が少人数であるため、学年担任教員の履修指導により入学者全員に目が行き届いている。

また、授業科目の履修に際しては、実際授業に2回出席した後に、履修科目を最終的に確定し履修申請する方法を採用している。このほか、あらかじめ教員のオフィス・アワーを案内しており、履修申請前に担当教員に対して直接授業内容等を問い合わせることができるよう配慮しており、個々の学生のキャリアに応じた履修指導が行われている。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
pp.5-6 履修モデル
p.127 平成 21 年度 オフィスアワーの案内
p.135 学業に関する諸事項 2. 履修の手続き
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
pp.5-6 履修モデル
p.127 平成 21 年度 オフィスアワーの案内
p.135 学業に関する諸事項 2. 履修の手続き

2-40 入学時のオリエンテーションやオフィス・アワーを設定するなど、教員による履修指導や学習相談体制が整備され、学生への学習支援が組織的、効果的に行われているか。()

<現状の説明>

入学時および 2 年次のはじめに、それぞれ学年担任教員によるオリエンテーションを実施し、各年次で必要とする履修指導等を行っている。また、ほぼ通年にわたりオフィス・アワーを設け、各教員の専門分野に関する学習上の相談をはじめとする学生生活上の幅広い相談に応えられるようにしている。こうした履修指導や学習相談体制により学生への学習支援を行っている。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
p.127 平成 21 年度 オフィスアワーの案内
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
p.127 平成 21 年度 オフィスアワーの案内

2-41 試験やレポート評価の結果について適切なフィードバックが組織的に行われているか。()

<現状の説明>

成績不良者等その後の継続に関して問題を有している者に対しては、授業中行われる小テストやレポート等に基づきそれぞれ必要なアドバイス等が個々の教員から直接行われている。しかし、定期試験実施後の評価結果等を含めて、現在は組織的な次元によるフィードバックをするまでには至っていない。

<根拠資料>

該当なし

2-42 通信教育や多様なメディアを通じた教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。()

<現状の説明>

通信教育や多様なメディアを通じた教育は行っていない。

<根拠資料>

該当なし

2-43 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による学習相談体制が整備され、学生への学習指導が適切に行われているか。()

<現状の説明>

本大学院は、各年次に学年担任教員を配置し、学年担任教員がアカデミック・アドバイザーの役割を果たし、学生の希望に応じて随時学習指導を適切に行っている。例えば、学生のほとんどは公認会計士となることを目指しているため、本大学院の授業において高度職業会計人として必須の学術的知識と実務的スキルを習得する傍ら、独自に計算演習等の試験対策的な勉強も行わなければならないことに苦慮している。このような学生に対しては、会計専門職大学院の学生としての本分を失うことなく、課外学習制度（無料）を利用して本大学院の経営母体である大原学園が運営する公認会計士受験講座を受講できるよう指導を行っている。

<根拠資料>

- ・資料 2 - 11：大原大学院大学学年担任制規程

2-44 インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みが規程等に明文化され、かつ、適切な指導が行われているか。()

<現状の説明>

平成 19 年度から会計大学院協会の協力を得て、監査法人へのインターンシップを開始している。その際の監査法人からの要請、学生からの聴き取りをもとに平成 20 年度、インターンシップ実施要項を定め、この中で守秘義務について「インターンシップを受ける学生は、守秘義務を負うものとし、インターンシップ協力機関等に関する事実およびインターンシップ遂行上知り得た事実については漏らしてはならない。」と規定している。また、インターンシップに参加することが決定した学生に対しては、注意事項をまとめたプリントを配付し、守秘義務をはじめとするインターンシップ上の注意点等について説明している。

以上により、インターンシップを実施する場合、守秘義務に関する仕組みが実施要項等に明文化され、かつ、適切な指導が行われている。

<根拠資料>

- ・資料 2 - 4：大原大学院大学インターンシップ実施要項
- ・資料 2 - 5：インターンシップの注意事項（学生用）

(改善のための組織的な研修等)

2-45 経営系専門職大学院の授業の内容および方法の改善と教員の資質向上を図るために、組織的な研修および研究を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、かつ、適切に実施されているか。（「専門職」第 11 条）()

<現状の説明>

本大学院の授業の内容および方法の改善と教員の資質向上を図るために、FD委員会規程を定め、毎年すべての教員を対象としてFD研修会や授業参観を実施している。

これまで、外部講師を招いて行った研修会は以下のとおりである。

平成19年度 「会計基準の国際化と我が国の対応(国際財務報告基準IFRSへのコンバージェンス-現状と展望-)」

講師 国際会計基準審議会IASB理事 山田辰己先生

平成21年度 「財務諸表の表示に関する論点の整理」

講師 企業会計基準委員会IASB J専門研究員 又邊崇先生

これらの研修会は、会計専門職大学院の教育目的の1つである「国際性」を踏まえた授業を行う必要が高まりつつある現状を鑑み、これを養成するという狙いによる。

次に、これまで行った授業参観は以下のとおりであり、いずれも授業が終了した後に教員間の意見交換を行った。

平成19年度 前期「企業会計実務」(山田有人教授)

後期「実務消費税法」(熊王征秀准教授)

前期の授業参観はゼミ形式であったが、単に授業を参観するだけでなく、参観者も実際にゼミの討論の中に入る方法をとった。

平成20年度 前期「財務会計原理」(鷹野宏行准教授)

後期「応用管理会計」(江頭幸代准教授)

平成21年度 後期「監査論」(末益弘幸教授)

<根拠資料>

- ・資料1-8:大原大学院大学 教授会・各委員会規程 FD委員会規程
- ・資料1-4:FD報告書 平成19年度 山田辰己先生講演会
平成21年度 又邊崇先生研修会
- ・資料2-7:FD報告書 第1回~第5回 授業参観報告書

2-46 学生による授業評価が組織的に実施され、その結果が公表されているか。また、授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されているか。さらに、こうした仕組みが教育の改善に有効に機能しているか。()

<現状の説明>

毎年、前期の授業終了時および後期の授業終了時に学生による授業科目ごとの授業評価アンケートを実施しているが、結果の公表については、複数教員から慎重な扱いが求められており、現状では行っていない。

授業評価の結果は各担当教員に伝えられ教育の改善に直接役立てられている。同結果は研究科長、教務委員長およびFD委員長に対しても報告されるが、現状では、個々の教員の改善努力に任せており、それらを検証するような仕組みは整備されていない。

<現状の説明>の改善点

平成22年度後期より、アンケートの集計結果は報告書としてまとめられ、教授会に提出されるとともに、全教員に配布されることとなった。

また、各教員は担当科目のアンケート結果に対する感想や対応等をまとめたアンケート結果回答書の提出が義務付けられ、FD委員長及び教務委員長は協議の上、改善すべき重大な問題を有すると考えられる教員について研究科長に報告し、必要と判断された場合には、当該教員の面接等を行い、改善指導を行うこととなった。

<根拠資料>

- ・資料2 - 2：学生アンケート（授業アンケート編）の雛型
- ・資料2 - 3：学生アンケート（授業アンケート編）の集計結果(抜粋)

2-47 FD活動に学生や教職員の意見・要望が反映されているか。()

<現状の説明>

FD活動については、教員で構成されるFD委員会が中心となり、教員の意見・要望を反映してFD研修会のテーマや外部講師の人選、授業参観の対象者等を決定している。FD研修会については学生の要望も取り入れ、参加の機会を与えているものの、現状では、FD活動自体に対する学生の意見・要望の汲み取りは行っていない。

<根拠資料>

- ・資料1 - 8：大原大学院大学 教授会・各委員会規程 FD委員会規程

2-48 FD活動や自己点検・評価等が、個々の教員の教育内容、授業運営方法、教材等に反映されるなど教育内容・方法の改善に有効に機能しているか。また、反映の状況を把握する措置がとられているか。()

<現状の説明>

FD活動に関しては、開学以来3回のFD研修会および5回の授業参観を実施してきており、今後の教員活動において何らかの点で改善に繋がる契機を与えているものと判断しているが、それらをどのように反映するかについては教員個々に任されており、現状では、反映の状況を把握する仕組みは整備されていない。

<根拠資料>

該当なし

2-49 学生の修学等の状況や各教員の授業内容、指導方法、さらには教育研究の質向上のための自主的取組みの実施状況、成果、問題点等が大学院内、学内、関係者間で適切に情報共有され、それがさらなる改善に結びついているか。()

<現状の説明>

学生の修学等の状況など学生管理事項に関する情報は、事務局から教授会に報告され、また各教員に対して適切に提供されている。しかし、各教員の授業内容をはじめとして教員固有の活動およびその成果や抱える問題点等を適切に共有できる仕組みは存在していない。現状では、FD活動等を通じて情報の共有化を行っている。

< 根拠資料 >

該当なし

(特色ある取組み)

2-50 教育方法について特色ある取組みを行っている場合は、その取組みの趣旨・内容は、当該経営系専門職大学院固有の使命・目的および教育目標の達成にとって有効なものとなっているか。()

< 現状の説明 >

本大学院における教育方法についての特色ある取組は以下のとおりである。

(1) 少人数制による双方向形式の授業

本大学院の一学年の定員は30人であるため、双方向形式による授業が行いやすいという利点がある。基本科目・発展科目に配した授業の多くは講義形式であるが、少人数ゆえ積極的に学生の発言を促していくような参加型授業を行いやすく、知識の習得を目的としながらも学生の思考力を養う上で大きな効果をあげていると考えられる。また、一部授業では講義形式とゼミ形式を併用しているほか、応用・実践科目に配した授業の多くはゼミ形式で行われている。そこでは、専門的な事例研究に関する発表やディベートなどを通じて、学生一人ひとりに自らのテーマを納得いくまで掘り下げさせることで理解力・分析力を養うとともに、的確なプレゼンテーション能力・コミュニケーション能力の開発を行っている。

(2) 一人ひとりの能力にきめ細かな指導

本大学院では、一学年の定員30人に対して専任教員数は13人であり、授業外での質問応答や学習相談などは個別指導に近い形でのサポートが可能となっている。また、各学年に学年担任を置き学習面・生活面の相談や進路相談に至るまで幅広くサポートしているが、少人数ゆえにきめ細かい指導が可能となっており、学生一人ひとりが集中して学習に専念できるようになっている。以上のように、本大学院における教育方法についての特色ある取組の趣旨・内容は、本大学院の使命・目的および教育目標である高度会計職業人としての知識と技能の習得に、より高い成果をあげる上で有効であると考えられる。

< 根拠資料 >

- ・資料1 - 1 : 大学案内(2009年度) pp.3-4 大原大学院大学4つの特色
- ・資料 : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/index.html>
「大学院概要」 「特色」

2-51 取組みの成果について検証する仕組みが整備されているか。また、検証結果を取組みのさらなる改善に結びつける仕組みが整備されているか。()

< 現状の説明 >

本大学院の使命・目的および教育目標である高度職業会計人の養成に即した教育効果をあげているか否かについては、修了者が職業会計人として公認会計士あるいは会計に密接な関係にある職に就くことによって評価されるものと考えているが、本大学院は開学間もないため、まだ十分なデータの蓄積に至っていないのが現状である。したがって、それがどの程度教育方法について

の特色ある取組の成果であるかを検証するにも至っておらず、検証結果を取組みのさらなる改善に結びつける仕組みもいまだ整備されていない。

< 根拠資料 >

該当なし

【点検・評価】

関連する「評価の視点」

[長所]

授業の方法等（2-26、2-30）、履修指導等（2-39、2-40、2-43）、改善のための組織的な研修等（2-45）、特色ある取組（2-50）

[問題点]

改善のための組織的な研修等（2-46、2-48、2-49）

[長所]

- (1) 高度職業会計人を養成するという本大学院の目的・使命を実現するために、経営の実務に必要な専門的な知識や思考力、分析力、表現力等を習得させるに適切な講義、討論、演習、ケーススタディ等多彩な教育方法がとられていること。（視点 2-26、2-50）
- (2) 所期の目的どおり少人数教育が実践され、質問する機会や発表する機会が豊富にあり、きめ細やかな指導や教育が行われていること。（視点 2-30、2-39、2-40、2-43、2-50）
- (3) F D活動の一環として、授業参観による教育内容や教育方法に関する改善討議、外部講師を招いての研修による教員の再教育を積極的に行っていること。（視点 2-45）

[問題点]

授業アンケートや、授業参観の実施を通じて授業内容の改善に尽くしているものの、それは教員個人の努力水準にとどまっており、その成果を把握し評価する仕組みは整備されていないこと。（視点 2-46、2-48、2-49）

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 1 : 大学案内（2009 年度） pp.3-4 大原大学院大学 4 つの特色
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/index.html>
「大学院概要」 「特色」
- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック（平成 20 年 4 月入学生用）
pp.9-103 シラバス
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック（平成 21 年 4 月入学生用）
pp.9-103 シラバス
- ・資料 1 - 4 : F D 報告書 平成 19 年度 山田辰己先生講演会
平成 21 年度 又邊崇先生研修会
- ・資料 2 - 7 : F D 報告書 第 1 回～第 5 回 授業参観報告書

<今後の方策>

[長所]

- (1) 本大学院では、授業科目を基本科目、発展科目、応用・実践科目の3段階に明確に分け、1年次から2年次にかけて順次履修していけるように配置することで、基礎的な知識の習得からそれを高度職業会計人として通用するレベルに引き上げ、最終的には実務の場における思考力や分析力を養成することに効果のある教育編成となっているが、それを支えるのが多くの授業で実施されている双方向的な参加型形式の授業である。特に応用・実践科目では討論形式やプレゼンテーション、あるいはケーススタディを取り入れた授業が数多く行われているが、学生アンケートの結果を見ても、それらの授業を評価する声が高く、思考力、分析力、表現力の養成に効果をあげているものと思われる。また、基本的な知識の習得にあたる講義形式の授業であっても、積極的に学生の発言を促していくような授業のモチベーションが高いことが伺える。今後ともFD活動の授業参観等を定期的に続けることによって、各教員が他教員の様々な授業方法を参考にし、より効果のある授業方法を模索できるようにする。(視点2-26、2-50)
- (2) 本大学院の1学年の定員数が30人と比較的小規模であることは、(1)で述べたような討論形式やゼミ形式、あるいはプレゼンテーション等を取り入れた双方向的な参加型授業を可能にする大きな要因である。また、1年次生、2年次生それぞれに置かれた学年担任教員はすべての学生に十分に目が届き、きめの細かい的確な学習相談が行えている。これらは本大学院で学ぶことのメリットの一つであり、今後とも継続して行っていく。(視点2-30、2-39、2-40、2-43、2-50)
- (3) 毎年定期的に教員の授業参観あるいは外部講師による研修会を実施し、FD活動に積極的に取り組んできたことは本大学院の自負するところである。授業参観後の教員間の意見の交換は、個々の教員の授業内容や方法の改善にとどまらず、研究者教員と実務家教員の相互理解にも繋がっている。また、今後数年間の会計業界の最大のトピックスとなるであろう国際財務報告基準の導入について、まさにその第一線で活躍されている諸先生に講演をいただいたことは極めて有意義であったと言える。今後とも、着実に授業参観を企画実行し、また、国際財務報告基準をはじめとする時勢に即したテーマを峻別した講演会を引き続き行うことによって、教員の教育・研究能力の開発に励むものとする。(視点2-45)

[問題点]

授業参観や授業アンケートによる授業の問題点の指摘を通じて、各教員が教育内容や教育方法の改善に向けて不断の努力を行っていることは間違いがないが、それをさらに有効ならしめるために、授業アンケートの実施方法や、改善を勧告しその成果を評価する仕組みの構築について教務委員会とFD委員会において協議することとする。(視点2-46、2-48、2-49)

<根拠資料>

- ・資料2-3：学生アンケート(授業アンケート編)の集計結果(抜粋)
- ・資料1-7：「今後の方策」を承認した教授会議事要録(抜粋)

(3) 成果等

<概要>

本大学院の使命・目的は、高度職業会計人の養成にある。本大学院では、そのために必要な所定の単位を修得した学生に、高度職業会計人としての資質を保有する証左として「会計修士(専門職)」の学位を授与しているが、高度職業会計人の養成に即した教育効果を上げているか否かについては、実務界からの評価等に委ねることが望ましいものと考えている。具体的には、修了者のうち就職を希望する者については企業等への就職状況および活動状況を、また、公認会計士試験の受験に専念する者については試験の合格状況およびその後の監査法人等への就職状況および活動状況を調査・分析することにより、修了者の養成の達成程度を計測し評価している。ただし、本大学院は開学間もないため、そのようなデータの蓄積に乏しく、教育効果を客観的に測定するに必要十分な程度には至っていないのが現状である。

(学位授与数)

2-52 収容定員や在籍学生数に応じて、学位授与が適切に行われているか。()

<現状の説明>

平成 19 年度、平成 20 年度の 2 年次在籍者数に対する学位授与数は下記のとおりである。学位授与は、学則 30 条、試験及び成績評価に関する規程および学位規程に定められた修了要件に基づいて教授会が厳格かつ公平な審査を行った結果として、適切に行われている。

平成 19 年度 2 年次在籍者数 18 人(平成 18 年度入学生 30 人のうち退学者 12 人を除く)
うち 学位授与数 15 人

平成 20 年度 2 年次在籍者数 14 人(平成 18 年度入学生の留年生 3 人と、平成 19 年度入学生 14 人のうち退学生 3 人を除く 11 人)
うち 学位授与数 14 人

<根拠資料>

・基礎データ

p.1 教育の内容・方法等 1 学位授与状況 pp.34-36 学生の受け入れ

・資料 2 - 12 : 教授会議事要録(抜粋)(修了判定について)

・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック(平成 20 年 4 月入学生用)

p.149 大原大学院大学学則 第 30 条

p.153 大原大学院大学学位規程

pp.155-157 大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程

・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック(平成 21 年 4 月入学生用)

p.149 大原大学院大学学則 第 30 条

p.153 大原大学院大学学位規程

pp.155-157 大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程

2-53 学位の授与状況等を調査・検討する体制は整備されているか。また、その調査・検討結果の学内や社会への公表が定期的かつ継続的に実施されているか。()

<現状の説明>

学位の授与状況等を調査・検討する体制は整備されていない。

<根拠資料>

該当なし

(修了生の進路および活躍状況の把握)

2-54 修了者の進路を把握する体制が整備されているか。また、その学内や社会への公表が、定期的かつ継続的に実施されているか。()

<現状の説明>

修了者の進路については、修了直前に学生に調査を行い、これを把握している。さらに、公認会計士試験受験希望者については、まず、短答式試験合格発表後に調査を行い、受験の有無、受験した場合の可否を把握している。次に、論文式試験合格発表後にも調査を行い、受験の有無、受験した場合の可否、合格した場合の就職先を把握している。

なお、修了者数が少なく、個人を特定することも可能なため、学内や社会への公表は、個人情報保護の観点から慎重に対応することとしており、現在、公表は見合わせている。

<根拠資料>

- ・資料 2 - 13：修了後の進路等調査記入用紙
 - 〔1〕 修了時の調査
 - 〔2〕 公認会計士短答式試験の受験状況等の調査
 - 〔3〕 公認会計士論文式試験の受験状況等の調査

2-55 修了者の進路先等における評価や活躍状況の把握を行う体制が整備されているか。また、その学内や社会への公表が、定期的かつ継続的に実施されているか。()

<現状の説明>

現状では修了者の進路先等における評価の把握を行う体制は整備されていないが、修了者の進路先等における活躍状況については、修了者本人への取材によりその把握に努めている。その学内や社会への公表については、個人情報保護の観点から修了者の了承を取れたものに限り、大学案内のパンフレットやホームページに、役に立った本大学院の授業科目や後輩へのアドバイス等とともに掲載している。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 1：大学案内（2009年度） p.16 インタビュー
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/life.html>
「授業・学生生活」 「学生・修了生の声」

(教育効果の測定)

2-56 使命・目的および教育目標に即した教育効果について評価する仕組みが整備されているか。()

<現状の説明>

本大学院の使命・目的および教育目標である高度職業会計人の養成に即した教育効果をあげているか否かについては、修了者が高度な知識および技能を保有するものとして実業界から評価されること、具体的には、職業会計人として公認会計士あるいは会計に密接な関係にある職に就くことによって評価されるものと考えている。そのため、前項 2-54、2-55 で説明した方法により、公認会計士試験の合格状況および法人・企業等への就職状況や活躍状況について調査している。

<根拠資料>

- ・資料 2 - 13：修了後の進路等調査記入用紙
 - 〔1〕 修了時の調査
 - 〔2〕 公認会計士短答式試験の受験状況等の調査
 - 〔3〕 公認会計士論文式試験の受験状況等の調査
- ・資料 1 - 1：大学案内（2009 年度） p.16 インタビュー
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/life.html>
「授業・学生生活」 「学生・修了生の声」

2-57 使命・目的および教育目標に即した修了者を輩出しているか。()

<現状の説明>

高度職業会計人の 1 つである公認会計士になるための試験において、平成 21 年に実施された公認会計士短答式試験では、合格者数が 8 人であった。このうち平成 20 年度修了者については、9 人が受験し、6 人が合格という実績を出している（残り 2 人の合格者は在学学生）。また、平成 19 年度修了者のうち一般企業に就職した 2 人は、高度職業会計人としての能力を要求される職種に就いている。以上のように、まだ数は少ないものの、使命・目的および教育目標に即した修了者を輩出している。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 5：平成 19 年度および平成 20 年度修了者の公認会計士試験結果および進路報告

2-58 教育効果を評価する指標や基準の開発に取り組んでいるか。()

<現状の説明>

現状では、本大学院の使命・目的および教育目標に即した教育効果は、修了者の公認会計士としての監査法人への就職者数や、一般企業の財務・会計部門への就職者数によって測定しうるものと考えており、新たな評価指標や基準の開発には取り組んでいない。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 5：平成 19 年度および平成 20 年度修了者の公認会計士試験結果および進路報告

2-59 教育効果の評価結果を組織的に教育内容・方法の改善につなげる仕組みが整備されているか。()

<現状の説明>

現状では、教育効果の評価を行うためにデータを蓄積している段階であり、評価結果を組織的に教育内容・方法の改善につなげる仕組みを整備するには至っていない。

< 根拠資料 >

該当なし

【点検・評価】

関連する「評価の視点」

[問題点]

教育効果の測定（2-56、2-57、2-58、2-59）

[問題点]

本大学院の目的・使命とする高度職業会計人の養成に教育効果をあげているかどうかを客観的に評価・測定しうるデータの蓄積に乏しいこと。（視点 2-56、2-57、2-58、2-59）

< 根拠資料 >

・資料 1 - 5 : 平成 19 年度および平成 20 年度修了者の公認会計士試験結果および進路報告

< 今後の方策 >

[問題点]

本大学院は開学間もないため、公認会計士試験の合格者や一般企業への就職者を輩出してはいるものの、修了者の進路および活躍状況に関するデータの蓄積が少なく、本大学院の教育が、その目的・使命たる高度職業会計人の養成に資するかどうかを客観的に評価するまでの必要十分なレベルには至っていない。現在行っている公認会計士試験受験者の短答式試験および論文式試験の結果分析や修了生の就職状況の調査を引き続き行うとともに、今後は就職後の修了生の面談についても計画的に行っていくこととする。（視点 2-56、2-57、2-58、2-59）

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 6 : 検証のための修了者面談等の実施について
- ・資料 1 - 7 : 「今後の方策」を承認した教授会議事要録（抜粋）

第3章 教員組織

<概要>

本大学院は、専門職学位課程制度の目的に即し、かつ、会計専門職大学院としての使命・目的である高度職業会計人を養成することができるよう、法令上の基準で必要とされる専任教員数11人に対し、13人を配置している。また、教授数は法令上の基準である半数以上を上回る8人、実務家教員も法令上の基準である専任教員数の概ね3割以上を上回る4人を配置し、会計専門職大学院に相応しい教員の配置を行っている。

専任教員13人のうち12人は、開学当初文部科学省による教員審査を受けて合格した者で構成されている。また、新規採用については、教員の採用および昇任に関する規程および人事委員会規程で明確な基準と手続きを定めており、担当する専門分野に関し高度の指導能力および研究能力を備えた専任教員を確保している。

また、専任教員の1週間の担当授業科目数は平均1.2科目であり、十分な教育研究活動ができる時間を確保し、さらに専任教員のための個人研究費も本学の研究経費規程に基づき適切な額を支給しており、必要な教育研究が行えるよう配慮している。

教員の教育活動に対する評価については、FD活動の一環として教員による授業参観を行っている。また授業科目ごとに学生による授業アンケートを実施し、各教員が客観的資料に基づいて自己の授業を評価し、改善に積極的に取り組んでいる。

(専任教員数)

3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守しているか。(「告示第53号」第1条第1項)

()

<現状の説明>

「告示第53号」第1条第1項で定める専任教員数11人に対し、本大学院は専任教員13人(内訳 教授8人、准教授4人、助教1人)を配置し、法令上の基準を遵守している。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2 : 平成21年度会計研究科ガイドブック(平成20年4月入学生用)
pp.105-117 専任教員の紹介
- ・資料1 - 3 : 平成21年度会計研究科ガイドブック(平成21年4月入学生用)
pp.105-117 専任教員の紹介

3-2 専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか。(「告示第53号」第1条第2項。なお、平成25年度まで、専門職大学院設置基準附則2が適用される。)()

<現状の説明>

本学は学校教育法に規定する独立大学院であり、会計研究科の下に会計監査専攻の1専攻のみを設置するため、本大学院の専任教員は会計研究科会計監査専攻のみを担当する専任教員であり、法令上の取り扱いに適合している。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
p.145 大原大学院大学学則 第 4 条
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
p.145 大原大学院大学学則 第 4 条

3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか。(「告示第 53 号」第 1 条第 3 項)()

< 現状の説明 >

法令上必要とされる専任教員数は 11 人であり、この半数以上にあたる 6 人を原則として教授で構成する必要があるが、本大学院の教授数は 8 人であり、法令上の必要数を満たしている。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
pp.105-117 専任教員の紹介
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
pp.105-117 専任教員の紹介

(専任教員としての能力)

3-4 教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。

- 1 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者
- 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 3 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

(「専門職」第 5 条)()

< 現状の説明 >

現在の専任教員 13 人のうち、教授 7 人、准教授 4 人は設置認可申請時において、助教 1 人は翌平成 19 年 1 月において文部科学省による教員審査を受けて合格した者である。また、平成 21 年度より新たに採用した教授 1 人 (山田庫平教授) は、根拠資料のとおり、十分な教育上および研究上の業績を有しており、いずれの者も専門職大学院設置基準第 5 条に定めるいずれかの要件に該当し、かつ、担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。

< 根拠資料 >

- ・基礎データ
pp.6-33 教員組織 3 専任教員の教育・研究業績

(実務家教員)

3-5 専任教員のうち実務家教員数は、当該分野で必要とされる一定の割合が確保されているか。(「告示第 53 号」第 2 条)()

<現状の説明>

法令上、専攻ごとに置くものとされる専任教員数の概ね3割以上を実務家教員とすることが定められており、必要な専任実務家教員の数は、3人から4人（法令上必要とされる専任教員数11人×0.3）以上である。これに対し、本大学院は4人の実務家教員を配置し、一定の割合を確保している。

<根拠資料>

・基礎データ

pp.18-22、pp.29-30 教員組織 3 専任教員の教育・研究業績（実務家教員の部分）

3-6 実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員で構成されているか。（「告示第53号」第2条）（ ）

<現状の説明>

本大学院の実務家教員4人は、いずれも公認会計士または税理士として、5年以上の実務経験を有している。また、日本公認会計士協会の委員会の委員、経済産業省の研究会の委員、税務署等の官公署の税務相談員等の活動を通して社会貢献も行っている。このように豊富な実務経験と高度の実務能力を有している。

<根拠資料>

・基礎データ

pp.18-22、pp.29-30 教員組織 3 専任教員の教育・研究業績（実務家教員の部分）

（専任教員の分野構成、科目配置）

3-7 経営系分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、広い視野や周辺領域の知識を涵養する科目、基礎知識を展開発展させる科目、先端知識を学ぶ科目について専任教員が適切に配置されているか。（ ）

<現状の説明>

本大学院は高度職業会計人を養成するため、授業科目群を学修の段階別に、基本科目群、発展科目群、応用・実践科目群に分け、さらに分野別に7つの系に分類し、財務会計系、管理会計系、監査系の3つの系を中心に、周辺分野として会社法を中心とした法律系、租税法系、経済・経営系、情報・統計系を設け、会計専門職が業務を遂行するうえで必要とする分野を網羅している。このように、会計系分野の特性に応じた基本的な科目、実務を学ぶ科目、広い視野や周辺領域の知識を涵養する科目、基礎知識を展開させる科目、先端知識を学ぶ科目を配置しているが、いずれの科目においても専任教員を適切に配置し、教育の責任体制の確立、充実を図っている。

科目群	総科目数	教員配置
基本科目群	19科目	専任教授5科目、専任准教授7科目、専任助教1科目 兼任講師6科目
発展科目群	20科目	専任教授7科目、専任准教授5科目、兼任講師8科目
応用・実践科目群	8科目	専任教授7科目、兼任講師1科目

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
pp.9-103 シラバス
pp.105-117 専任教員の紹介
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
pp.9-103 シラバス
pp.105-117 専任教員の紹介

3-8 経営系専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授または准教授が配置されているか。()

< 現状の説明 >

本大学院が養成する人材は、公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い職業倫理観を持った公認会計士、企業の会計責任者、企業の会計担当者、監査役、監事等の高度職業会計人である。これらの者にとって、財務会計、管理会計、監査および会社法を中心とした法律の知識は不可欠であり、これらの系に、必修科目、選択必修科目を置いている。これに加え、租税法に関する知識、さらに経営全般に目を向けると、経済・経営等の周辺分野の知識も必要となるが、本大学院が設定する 7 つの系 (財務会計系、管理会計系、監査系、法律系、租税法系、経済・経営系、情報・統計系) すべてにおいて、専任の教授または准教授を配置しており、原則として、主要な科目は専任の教授または准教授で固めることとし、教育の責任体制を確立している。

以下、系ごとの専任の教授または准教授の担当する科目数を一覧表で示す。

系	総科目数	教員配置
財務会計系	13 科目	専任教授 3 科目、専任准教授 4 科目、兼任講師 6 科目
管理会計系	6 科目	専任教授 3 科目、専任准教授 3 科目
監査系	5 科目	専任教授 3 科目、兼任講師 2 科目
法律系	9 科目	専任教授 4 科目、兼任講師 5 科目
租税法系	5 科目	専任教授 4 科目、専任准教授 1 科目
経済・経営系	6 科目	専任教授 1 科目、専任准教授 3 科目、兼任講師 2 科目
情報・統計系	3 科目	専任教授 1 科目、専任准教授 1 科目、専任助教 1 科目

< 現状の説明 > の改善点

平成 22 年 10 月現在、授業の教員配置は以下のように変わっている。

財務会計系：専任教授 4 科目、専任准教授 4 科目、兼任講師 5 科目

監査系：専任教授 4 科目、兼任講師 1 科目

租税法系：専任教授 2 科目、専任准教授 1 科目、兼任講師 2 科目

情報・統計系：専任教授 1 科目、専任准教授 1 科目、兼任講師 1 科目

なお、必修科目である「会計職業倫理」は、平成 23 年度より専任教授が担当することとなった。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
pp.9-103 シラバス
pp.105-117 専任教員の紹介
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
pp.9-103 シラバス
pp.105-117 専任教員の紹介

3-9 経営分野において実践性を重視する科目に実務家教員が配置されているか。()

< 現状の説明 >

本大学院は学生が高度職業会計人として会計実務に従事した際に、学修によって得た知識および技能を活用できるようにするため、実践性を重視した授業科目を配置している。これらの授業科目の詳細は次のとおりである。

財務会計系 3 科目 (授業科目名: 企業会計実務、実践財務会計、税務会計演習)

管理会計系 2 科目 (授業科目名: コストマネジメント研究、財務諸表分析演習)

監査系 2 科目 (授業科目名: 監査論、監査知識実務応用)

法律系 2 科目 (授業科目名: 会社法演習、金融商品取引法実務)

租税法系 4 科目 (授業科目名: 法人税法、所得税法、消費税法、租税法演習)

これら 13 科目のうち、財務会計系 2 科目、監査系 2 科目および租税法系 3 科目の計 7 科目に実務家教員を配置している。その他の財務会計系 1 科目、管理会計系 2 科目、法律系 2 科目、租税法系 1 科目の計 6 科目については研究者教員を充てているが、民間企業の役職者、監査法人の代表社員等を経験している者もあり実務経験は豊富である。このように、実践性を重視する科目には実務家教員が配置されている。

< 根拠資料 >

- ・基礎データ
pp.18-22 pp.29-30 教員組織 3 専任教員の教育・研究業績 (実務家教員の部分)

3-10 教育上主要と認められる授業科目を兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、適切な基準および手続によって行われているか。()

< 現状の説明 >

本大学院の授業科目の中でも、主要なものは財務会計系、管理会計系、監査系の 3 つの系であるが、これらのうち、財務会計系、監査系の 2 つの系においては専任教員のほか兼任教員を配置している。兼任教員の採用については、教員の採用及び昇任に関する規程において、教授、准教授と同等あるいはそれに準ずる能力を有すると認められる者と明確にその基準を定め、また人事委員会規程において採用に至る手続きを定めており、その教員配置は適切な基準および手続によって行われている。

< 根拠資料 >

- ・資料3 - 1 : 大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程
- ・資料1 - 8 : 大原大学院大学 教授会・各委員会規程 人事委員会規程

(教員の構成)

3-11 専任教員は、職業経歴、国際経験、年齢や性別のバランス等を考慮して適切に構成されているか。()

<現状の説明>

本学は開学に当たり教育研究を確実に行うことが最重要と考え、専任教員の採用に際しては実績を重視してきた。このため、バランスを考慮して、大学の学部長、研究科長経験者等豊富な研究業績を有する者、また、監査法人の代表社員、大手企業の管理者、公認会計士・税理士としての業務経験者等多方面の職業経歴を有する者で教員を構成している。ただし、職業経歴を重要視した結果、年齢構成は専任教員13名中60歳以上の者が38%(5人)を占めており、以下、59歳から50歳の者が15%(2人)、49歳から40歳以上の者が31%(4人)、39歳から30歳以上の者が15%(2人)となり、平均年齢はやや高い。また、女性の採用も1人とどまる。しかし、全体として見れば、59歳から40歳の者が6人(46%)おり、高度職業会計人の養成という目的からみて、妥当な年齢構成と考えている。ただし、国際経験という点では、外国大学でのフェロー、海外留学ないし、海外企業や企業の海外支店勤務、外国監査法人での勤務を経験している教員もいるが、全体的には少ない状況にある。

<根拠資料>

- ・基礎データ

pp.6-33 教員組織 3 専任教員の教育・研究業績

(教員の募集・任免・昇格)

3-12 教授、准教授、客員教授、任期つき教授、講師、助教等の教員組織編制のための基本方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。()

<現状の説明>

本大学院の使命・目的および教育目標は、健全な経済社会発展のために不可欠な基礎的情報インフラとしての会計の公正性を確保することのできる高度な専門知識と技能を兼ね備え、さらに広い知的素養に裏打ちされた高い倫理観と国際的視野を持った高度職業会計人の育成である。教員組織はこれを実現するために編制することを基本方針としている。この方針を受けて、教授、准教授、講師、助教および助手等の教員組織編制については、教員の採用および昇任に関する規程および人事委員会規程の趣旨に則って適宜決定し運用している。

<根拠資料>

- ・資料3 - 1 : 大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程
- ・資料1 - 8 : 大原大学院大学 教授会・各委員会規程 人事委員会規程

3-13 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められ、運

用されているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。()

<現状の説明>

教員の募集・任免・昇格については、教員の採用及び昇任に関する規程において明確にその基準を定め、また人事委員会規程の定めに従って適切に運用している。しかし、教育上の指導能力の評価については、教員間で授業方法を研究するための授業参観や、学生からの授業アンケートを取り始めたところであり、現状では、評価を行うといった段階には至っていない。

<根拠資料>

- ・資料3 - 1 : 大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程
- ・資料1 - 8 : 大原大学院大学 教授会・各委員会規程 人事委員会規程

3-14 教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会等の経営系専門職大学院固有の教員組織の責任において適切に行われているか。()

<現状の説明>

教員の募集・任免・昇格については、教員の採用及び昇任に関する規程および人事委員会規程を定め、その規程に則って行うことにしている。教員の募集等の必要が生じた場合には、まず、教授会により選出された教授3人により人事委員会を組織することとし、同委員会で教員の募集等に関する議案をまとめ、次に教授会の承認を得ることとしている。以上により、教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会、人事委員会といった本大学院固有の各教員組織の責任において適切に行うようにしている。

<根拠資料>

- ・資料3 - 1 : 大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程
- ・資料1 - 8 : 大原大学院大学 教授会・各委員会規程 人事委員会規程

3-15 任期制の適用や特定分野について高度の知見を有する内外の専門家の処遇など、教育研究の必要性に応じた配慮が可能な制度となっているか。()

<現状の説明>

教員の採用及び昇任に関する規程並びに人事委員会規程では、任期制の適用や特定分野について高度の知見を有する内外の専門家の処遇等の教育研究の必要に応じた配慮が可能な制度について規程は置かれていない。

<根拠資料>

該当なし

3-16 専任教員の後継者の養成または補充について適切に配慮しているか。()

<現状の説明>

専任教員の後継者の養成または補充については、教授会において必要に応じて検討することとしている。なお、本大学院は開学以来日が浅く、これまでに専任教員の後継者の養成について教授会において検討されたことはない。

< 根拠資料 >

該当なし

(教員の教育研究条件)

3-17 専任教員の授業担当時間は、教育の準備および研究に配慮したものとなっているか。()

< 現状の説明 >

本学は会計研究科会計監査専攻のみを設置する独立大学院であり、専任教員 13 人および兼任教員 7 人により、通年で 47 科目の授業科目を担当している。うち専任教員が担当する授業科目数は 32 科目であり、週平均で一人あたり 1.2 科目である。こうしたことから、各回の授業で配付する資料の準備、学生の学修進捗度を把握することは十分に可能であり、また、研究のための資料の収集、学会等での活動の時間も十分確保できるよう配慮したものとなっている。

< 根拠資料 >

・基礎データ

pp.3-5 教員組織 2 専任教員個別表

3-18 専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。()

< 現状の説明 >

本大学院は会計専門職大学院として、専任教員が円滑に研究活動を行えるよう研究経費規程を定めている。専任教員に対する個人研究費については、研究経費規程に従って、研究者教員である教授、准教授に年間 500,000 円（研究旅費を含む。以下同じ。）助教に 250,000 円、実務家教員である教授、准教授に年間 300,000 円、助教に 150,000 円を限度額として、それぞれ支給している。この方法により、個人研究費は専任教員に対して適切に配分されている。

< 根拠資料 >

・資料 3 - 2 : 研究経費規程

3-19 研究専念期間制度（サバティカル・リーブ）等、教員の研究活動に必要な機会が保証されているか。()

< 現状の説明 >

現状では、研究専念期間制度等、教員の研究活動に必要な機会を保証するための規程は置かれていない。専任教員の申請があった場合には、教授会、教務委員会および人事委員会において、その都度協議することになっている。なお、これまでに専任教員による申請の事例はない。

< 根拠資料 >

該当なし

(教育研究活動等の評価)

3-20 専任教員の教育活動について、適切に評価する仕組みが整備されているか。()

<現状の説明>

専任教員の教育活動は、FD活動の一環として行われる教員による授業参観により、また、授業科目ごとに行われる学生に対する授業アンケートの実施等によって、改善が図れるよう配慮しているが、現状では、教育活動を適切に評価する仕組みは整備されていない。

<根拠資料>

- ・資料2 - 2 : 学生アンケート(授業アンケート編)の雛型
- ・資料2 - 7 : FD報告書 第1回~第5回 授業参観報告書

3-21 専任教員の研究活動について、適切に評価する仕組みが整備されているか。()

<現状の説明>

現状では、専任教員の研究活動を適切に評価する仕組みは整備されていない。なお、各専任教員の研究活動の成果は、年度末に刊行される研究年報において発表されている。

<根拠資料>

- ・資料3 - 3 : 大原大学院大学研究年報 第3号(2009年3月)

3-22 専任教員の経営系専門職大学院の運営への貢献について、適切に評価する仕組みが整備されているか。()

<現状の説明>

本大学院の運営についての基本的事項は教授会で決定されるが、その具体的な運営方針等については、教務委員会、FD委員会、入試委員会等の各委員会を設け、決定している。しかし、現状では、専任教員の本大学院の運営への貢献について、適切に評価する仕組みは整備されていない。

<根拠資料>

該当なし

【点検・評価】

関連する「評価の視点」

[問題点]

専任教員の分野構成、科目配置(3-8)、教員の構成(3-11)、教員の教育研究条件(3-19)、教育研究活動等の評価(3-20、3-21、3-22)

[問題点]

- (1) 教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教授または准教授が配置されているが、本専攻で唯一の必修科目である「会計職業倫理」が、当面、兼任教員の担当となっていること。(視点3-8)
- (2) 国際経験を有する教員が不足していること。(視点3-11)
- (3) 研究専念期間制度(サバティカル・リーブ)等、教員の研究活動に必要な機会を保障する

ための規程は置かれていないこと。(視点3-19)

- (4) 専任教員の教育活動については、FD活動による授業参観や授業アンケート等、改善のための方策を設けてはいるが、教育活動を適切に評価する仕組みに関する規程は置かれていないこと。(視点3-20)
- (5) 専任教員の研究活動について適切に評価する仕組みに関する規程は置かれていないこと。同様に、専任教員の本大学院の運営への貢献について、適切に評価する仕組みに関する規程は置かれていないこと。(視点3-21、22)

<根拠資料>

- ・基礎データ
pp.6-33 教員組織 3 専任教員の教育・研究業績
- ・資料2-2：学生アンケート(授業アンケート編)の雛型
- ・資料2-7：FD報告書 第1回～第5回 授業参観報告書

<今後の方策>

[問題点]

- (1) 本大学院が「会計職業倫理」を唯一の必修科目として特に重要と位置づける理由は、本大学院がその使命の第一に掲げる、会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い職業倫理観を持った公認会計士として活躍できる人を養成するためであることは言うまでもない。従って、「会計職業倫理」については専任教員が責任を持って教育の効果を確認するという体制の確立が求められる。現在当該科目を兼任教員が担当しているのは、前任の専任教員が健康上の理由で退職を余儀なくされたからであり、出来る限り速やかに後任の専任教員を採用することとする。(視点3-8)
- (2) 企業活動のグローバル化や国際的な投資環境の拡がり、あるいは近々に迫った国際財務報告基準の適用等、急速に進展する会計の国際化に対応しうる見識を幅広く兼ね備えた職業会計人を育てることは、本大学院の使命の一つである。この点において豊富な国際経験を有する専任教員が少ないことは改善されなければならないが、現状ではそのような人材を早急かつ潤沢に採用することは困難であり、今後の専任教員の退職による入れ替え等の際などに考慮するものとする。上に掲げた使命の実現のためには、まず現職の各教員が不断的努力をすることが前提であり、例えば、FD活動の一環として行っている国際経験の豊富な外部講師を招いての研修会等は今後も継続する。これらの方策については将来計画検討委員会で協議する。(視点3-11)
- (3) これまで研究専念期間制度の申請が専任教員によって行われた実績はなく、申請が行われた場合には教授会の審議事項として可否を問わなければならないが、経営系専門職大学院といえども教育機関であるとともに研究機関として社会に果たすべき役割を担うという原則を再認識し、専任教員の研究環境を制限することのないよう、規程として定めるものとする。(視点3-19)

- (4) 教員による授業参観において教員間の意見の交換が行われることは、教員の教育活動の評価を行う手段の一つとして有効に機能しており、今後も引き続き行っていく。また、学生に対して行われる授業アンケートの集計結果は研究科長、教務委員長およびFD委員長に報告され、担当教員は学生の疑問・意見に対する回答を求められる。このように教員の教育活動の長所や問題点を明らかにするための方策はある程度整備されていると考えられるが、その改善活動は教員個人の努力レベルにとどまっており、現状ではその履行を確認・評価する仕組みを整備するまでには至っていない。教育の質的向上のため、また、教育上の業績も教員の昇任等に関わる人事評価に適切に反映させるためにも、今後教員の教育活動を適切に評価する仕組みの構築を教務委員会とFD委員会において協議することとする。(視点3-20)
- (5) 教員の研究活動を適切に評価することは、会計に関する研究機関としての役割を十分に果たすために、また、研究上の業績を教員の昇任等に関わる人事評価に適切に反映させるために必要であるとの認識のもと、それが教授会、教務委員会、FD委員会、および自己点検・評価委員会の各委員会の協議により行われることを規程として定める。また、教員の大学院の運営への貢献についての評価も同様に行われることを規程として定める。(視点3-21、22)

<根拠資料>

- ・資料1-7:「今後の方策」を承認した教授会議事要録(抜粋)

第4章 学生の受け入れ

<概要>

本大学院は、将来高度職業会計人として活躍できる職能を育むに足る資質を有し、本大学院が提供する教育を享受しうる基礎的能力と意思を持った学生を入学させるため、アドミッションポリシー（学生の受け入れ方針）を定め、入学試験要項および本学のホームページにおいて広く一般に公表している。また、入学後の学修や修了後の進路等についてくわしく説明するため、6月から翌年3月まで、全8回の説明会を実施し、個別相談にも応じている。こうした取り組みにより、入学希望者が本大学院についての十分な理解を持って入学試験に臨むことができるよう配慮している。

入学試験は、一般入試（筆記試験と面接試験）、自己推薦入試（自己推薦書の審査と面接試験）、指定校推薦入試（推薦書の審査と面接試験）、学園内選抜入試（推薦書の審査と面接試験）の4つの方法を採用し、一般入試と自己推薦入試については7月から翌年3月まで全6期、指定校推薦入試と学園内選抜入試については7月から翌年1月までの全3期の試験を実施し、入学を希望する者に対して十分な受験の機会を提供している。

入学者選抜の実施にあたっては、入試委員会規程を定め、教授会の下に、本大学院の専任教員で構成される入試委員会を設置し、責任ある体制を確立している。合格者の判定は入試委員会で行い、教授会の承認を経て確定する手続きを採用しており、適切かつ公正に学生を受け入れている。

（学生の受け入れ方針等）

4-1 専門職学位課程制度の目的に合致し、かつ、当該経営系専門職大学院の使命・目的および教育目標に即した学生の受け入れ方針、選抜方法および選抜手続が設定され、それが事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されているか。（ ）

<現状の説明>

本大学院は会計専門職大学院として、会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い職業倫理観を持った高度職業会計人を養成することを目的としているが、この目的に沿って、アドミッションポリシー（学生の受け入れ方針）を明文化し、これを入学試験要項およびホームページに掲載して広く社会に公表している。

アドミッションポリシーは抽象的な文章表現となることを避けるため、次の2つの項目に分けて分かりやすく説明している。1つは修了後、どのような分野で活躍することを目指す学生を受け入れるかについて具体的に職種を提示して説明している。次に、どのような選抜方法を採用するかについて触れ、受験前に簿記会計の基礎知識（日本商工会議所簿記検定2級程度）を身に付けておく必要があること、入学後、会計およびその周辺分野について、かなりの量の学修を行うこととなるため、主に学修の意思を確認することを目的として面接試験を実施することを説明している。また、一般入試（筆記試験と面接試験）、自己推薦入試（自己推薦書の審査と面接試験）、指定校推薦入試（推薦書の審査と面接試験）、学園内選抜入試（推薦書の審査と面接試験）の4つの方法により、入学者選抜を実施することを明示している。

また、選抜手続については、入試委員会の責任により、作問、入試の実施、筆記試験の採点お

よび面接試験の評価、最終的な合否の判定を行っており、この結果を教授会に報告し、承認を得ることとしている。

以上のように、会計専門職大学院の使命・目的および教育目標に即した学生の受け入れ方針、選抜方法および選抜手続を設定している。

入学志願者をはじめとする社会に対しては、学生の受け入れ方針と選抜方法を本大学院のホームページおよび入学試験要項により公表している。

<根拠資料>

- ・資料4 - 1 : 平成22年度 大原大学院大学 会計研究科・会計監査専攻 入学試験要項 p.1 アドミッションポリシー (入学者受入方針)
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/entrance.html> 「入試案内」 「アドミッションポリシー (入学者受入方針)」
- ・資料1 - 8 : 大原大学院大学 教授会・各委員会規程 入試委員会規程

4-2 入学者選抜にあたっては、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を的確かつ客観的な評価によって受け入れているか。()

<現状の説明>

入学者選抜にあたっては、まず筆記試験を課す一般入試について、選抜の基準を適正なものとするため、入試委員会の委員により慎重に作成された問題を筆記試験問題として使用して入試委員会の委員により採点を行っている。自己推薦入試については日本商工会議所簿記検定2級以上の資格を取得していることを条件として筆記試験を免除し、指定校推薦入試および学園内選抜入試についても推薦書の審査により日本商工会議所簿記検定2級相当の学力があることを確認して筆記試験を免除している。

また、全種の入学試験において実施される面接試験については、常に、入試委員会の委員2名が面接官として、直接、志願者に対して、本学での学修に対する意識や必要とする知識レベルについて聴取しており、いずれも、入学者選抜の方針を遵守した基準と方法によりの確かつ客観的な評価を行い、受け入れを行っている。

<根拠資料>

- ・資料4 - 2 : 入試委員会議事要録(過去入試に関する合否決定資料等)

4-3 学生募集方法および入学者選抜方法は、当該経営系専門職大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したのとなっているか。()

<現状の説明>

本大学院の授業は平日昼間のみであり、社会人の受け入れに重点を置いた入試方法を採用していない。しかし、入学資格を有するすべての志願者に対し、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保することを目的として、7月から翌年3月まで全6期の入試(指定校推薦入試と学園内選抜入試は7月から翌年1月までの全3期)を実施し、多くの受験機会を与えている。また、試験日を土曜日に設定することにより、学生、社会人が受験しやすくなるように配慮し、すべての

志願者に対して、公正な機会を等しく確保できるよう努めている。

< 根拠資料 >

- ・資料 4 - 1 : 平成 22 年度 大原大学院大学 会計研究科・会計監査専攻 入学試験要項
p.5 入学試験日程
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/entrance.html>
「入試案内」 「入試の種別と入試日程」

4-4 入学希望者に対して、説明会や開放講座等を実施しているか。()

< 現状の説明 >

本大学院は、入学希望者に正しい選択をしてもらうためには、説明会に参加してもらうことが何より重要と考えている。このため、説明会の開催に重点を置き、6月から翌年3月まで、全8回の説明会を実施している。説明会では、本大学院の使命・教育目的を伝え、また、高度職業会計人として活躍するためには、どのような授業科目を履修する必要があるか、学修のためにどのくらいの時間がかかるか、学費はいくらかかるかといったこと等全体的な説明を行うとともに、その終了後に個別面談を実施し、個々人の希望に沿った相談に応じている。

また、本大学院所在地から遠方に居住しているなど説明会に参加できない者のために、電話およびEメールによる問い合わせにも応ずる体制を敷いている。

なお、現在のところ開放講座は実施していないが、入学希望者からの要望に応じて授業を参観する(1回、無料)ことを認めている。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 1 : 大学案内(2009年度)表4 入学ガイダンス日程のご案内
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/claim.html#02>
「入学ガイダンス日程」
- ・資料 4 - 3 : 入試委員会議事要録(入学希望者の授業参観について)

(実施体制)

4-5 入学者受け入れ方針に沿った学生の受け入れ方法が採用され、実際の入学者選抜が、責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施されているか。()

< 現状の説明 >

本大学院では、入試委員会規程を定め、教授会の下に専任教員で構成する入試委員会を設置し、入試委員が入学者の選抜に当たっている。試験終了後に、入試委員による筆記試験の採点結果および面接試験の評価に基づき、入試委員会が合否の判定を行い、教授会の承認を経て最終決定することとしている。こうした手続きにより、実際の入学者選抜を責任ある実施体制の下で適切かつ公正に実施している。

< 根拠資料 >

- ・資料 4 - 4 : 入学試験実施マニュアル
- ・資料 1 - 8 : 大原大学院大学 教授会・各委員会規程 入試委員会規程

(多様な入学者選抜)

4-6 複数の入学者選抜方法を採用している場合、各々の選抜方法の位置付けおよび関係は適切であるか。()

<現状の説明>

本大学院では、入学者選抜方法として、一般入試、自己推薦入試、指定校推薦入試、学園内選抜入試の4つの方法を採用している。本大学院の入学者選抜の基本方針は、大学院の授業を受けるための前提となる簿記会計に関する基礎知識を有しているかを確認すること、また、入学の動機や修了後の進路等を面接で聞くことにより志願者の意思を確認することの2点にあるが、これら4つの方法は簿記会計に関する基礎知識の確認方法の違いにより区別される。すなわち、自己推薦入試は日本商工会議所簿記検定2級以上等に合格していることを前提として筆記試験を免除し、また、指定校推薦入試および学園内選抜入試は推薦書と成績証明書により簿記の基礎知識があることを確認して筆記試験を免除している。いずれの条件も満たさない場合には、一般入試により財務会計、管理会計の筆記試験を実施し、簿記会計に関する基礎知識を有しているかを判定している。このように、各々の選抜方法の位置付けおよび関係は適切なものとなっている。

<根拠資料>

- ・資料4 - 1 : 平成22年度 大原大学院大学 会計研究科・会計監査専攻 入学試験要項 p.1 アドミッションポリシー(入学者受入方針) どのような選抜方針を採るか
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/entrance.html> 「入試案内」 「アドミッションポリシー(入学者受入方針)」 どのような選抜方針を採るか

(身体に障がいのある者への配慮)

4-7 身体に障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されているか。()

<現状の説明>

本大学院の教室を配置する校舎については身体に障がいのある者が利用できる施設を一部設置している。しかし、身体に障がいがある者が受験するための特別な仕組みや体制は整備していない。本大学院は小規模であり、予算措置を講ずることが難しいため、身体に障がいのある者が入学を希望する場合には、出願前に現状の設備を確認してもらい、その上で入学試験を受験してもらうこととしている。

なお、現在までのところ、こうした者の志願はなく、受け入れ実績はない。

<根拠資料>

- ・資料4 - 5 : 身体に障がいのある者が利用できる施設等

(定員管理)

4-8 経営系専門職大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数は適正に管理されているか。()

<現状の説明>

会計専門職大学院として学生が学修に専念できるようにするため、入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数が適正になるよう管理している。特に第4期以降の入試は、それまでの入学手続完了者の人数を踏まえ、入学定員に充たない場合のみ実施することを入学試験実施要項に明記し、定員を超える入学者数とならないよう配慮している。

学生数等に関する詳細は次のとおりである。

(1) 入学定員に対する入学者数

2007年度 入学定員 30人 入学者数 14人

2008年度 入学定員 30人 入学者数 14人

2009年度 入学定員 30人 入学者数 16人

(2) 学生収容定員に対する在籍学生数

2009年度5月1現在 収容定員 60人 在籍学生数 29人

なお、現状では入学定員に達する入学者数、収容定員に達する在籍学生数とはなっていないため、入学試験において第4期以降の入試を取りやめる等の対応は行っていない。

<根拠資料>

・資料4 - 1 : 平成22年度 大原大学院大学 会計研究科・会計監査専攻 入学試験要項
p.5 入学試験日程(注意)

・基礎データ

pp.34-35 学生の受け入れ

1 志願者・合格者・入学者数の推移 2 学生定員及び在籍学生数

4-9 実入学者が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっている場合、これを改善するための取組みが行われるなど、入学定員と実入学者との関係の適正化が図られているか。()

<現状の説明>

実入学者数が入学定員を大幅に下回る状況であるが、この理由は本大学院が設置されてから日が浅いこと、また、学部を持たないことから学部卒業生の受け入れがないことに起因していると考えられる。このため、根本的には、広く社会に認知してもらえる実績を積み上げていくことが入学者の増加にとって何よりも重要と考えている。

<現状の説明>の改善点

本大学院を広く社会に認知してもらえる実績を積み上げるために、将来計画検討委員会では、高度職業会計人の養成に、より効果的なカリキュラムを編成すべく鋭意検討している。

<根拠資料>

該当なし

(入学者選抜方法の検証)

4-10 学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、継続的に検証する組織体制・仕組みが確立されているか。()

<現状の説明>

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方の改善については、入試委員会規程の第2条(1)において「入学者受け入れ方針、選抜方法のあり方及び改善に関する事項」を審議することを定め、その年度の入学試験終了後、翌年度の募集開始までの期間に入試委員会において検証し、改善の必要があると認められる場合は教授会において審議することとしており、継続的に検証する組織体制・仕組みが確立されている。

<根拠資料>

- ・資料1 - 8 : 大原大学院大学 教授会・各委員会規程 入試委員会規程
- ・資料4 - 6 : 入試委員会議事要録および教授会議事要録(抜粋)
(入試方法等の検討に関するもの)

【点検・評価】

関連する「評価の視点」

[長所]

学生の受け入れ方針等(4-3、4-4)

[問題点]

定員管理(4-9)

[長所]

(1) 7月から翌年3月まで全6期にわたる入試(指定校推薦入試と学園内選抜入試は7月から1月までの全3期)を実施し、志願者が入学者選抜を受ける公正な機会を多数確保していること。(視点4-3)

(2) 6月から翌年3月まで全8回にわたる説明会を実施し、終了後、個別相談にも応じるなど、入学希望者に十分な情報を提供するための施策がとられていること。(視点4-4)

[問題点]

実入学者が入学定員を下回る状態が続いていること。(視点4-9)

<根拠資料>

- ・資料4 - 1 : 平成22年度 大原大学院大学 会計研究科・会計監査専攻 入学試験要項
p.5 入学試験日程
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/claim.html#02>
「入試案内」 「入試の種別と入試日程」
<http://www/o-hara.ac.jp/grad/topics.html>
「大原大学院大学PR」 「入学ガイダンスへのご参加を」
- ・資料1 - 1 : 大学案内(2009年度) 表4 入学ガイダンス日程のご案内

< 今後の方策 >

[長所]

(1)(2) 本大学院の多数回にわたる入学希望者への説明会および入学試験は、他会計専門職大学院にはない本大学院の大きな特色である。すべての志願者に公正な機会を等しく十分に確保していると自負するところであり、本大学院の入学定員を充足させるためにも、上記の長所 (1) および (2) は今後とも継続していく。(視点 4-3、4-4)

[問題点]

評価の視点 4-9 の現状の説明でも述べたように、本大学院において定員が充足されない状態が続いている理由としては、

1. 独立大学院であるため、学部卒業者の受け入れがないこと。
2. 開学以来まだ日が浅く、社会に十分認知されていないこと。
があげられる。

上記 1 については根本的な解決は不可能であるが、平成 20 年度に実施した平成 21 年度入学生用の入学試験から指定校推薦入試を導入し、平成 21 年度入学生について 1 人、平成 22 年度入学生について 2 人の入学実績があった。

しかしながら、定員を充足させるための抜本的な対策は上記 2 の改善にある。そのためには広報活動の拡充も考えられるが、会計専門職大学院に対する社会の需要規模や、本大学院自体が小規模であることを鑑みれば、現在行っているホームページ、大学案内、受験雑誌への掲載等による広報活動以上の費用をかけることは難しく、またその効果にも疑問がある。

本大学院が社会的に認知されるようになるためには、まず、入学希望者に対する説明会を数多く地道にこなして、本大学院で学ぶことの長所をよく知ってもらい入学試験受験者を増やすこと、そして何よりも、今後本大学院が、高度職業会計人の養成という使命・目的に沿った教育の成果すなわち修了生の公認会計士試験合格および監査法人への就職、あるいは会計責任者・担当者としての企業への就職といった実績を着実にあげ、それを社会に示していくしかないものとする。

このような実績を着実にあげ、本大学院のステータスを高めるための今後の具体的方策については、将来計画検討委員会を中心として鋭意検討し、実行していきたいと考えている。(視点 4-9)

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 7 : 「今後の方策」を承認した教授会議事要録 (抜粋)

第5章 学生生活

<概要>

本大学院は小規模なため、各年次に配置する学年担任教員と事務局の学生担当職員により、在学中の学生生活に関する相談・支援体制並びに修了後の進路に関する助言・指導体制を敷いている。主に授業科目の履修、学習方法、進路等に関しては学年担任教員が学生からの相談に応じており、事務局の学生担当職員は主に奨学金、学費の延納・月割分納、住宅探し等、学生生活全般の相談に応じている。また、進路指導については、事務局の学生担当職員と本大学院の就職指導を兼任する学園本部就職部職員により行っている。また、必要に応じ、学年担任教員と事務局の学生担当職員で情報交換を行い、共同で対応している。

本大学院は会計専門職大学院であるため、学生の多くは公認会計士となることを目指しているが、こうした学生のキャリア形成を支援するため、課外学習として、本大学院の経営母体である大原学園が設けている公認会計士受験講座を無料受講できるようにしている。

なお、教育システム改善のため、授業アンケート、施設アンケートを年2回（前期末、後期末）実施しているが、現在のところ学生生活の支援・指導に関する質問事項を含むアンケートは行っていないため、学生生活に関する要望が学年担任教員または事務局の学生担当職員に寄せられた場合は、随時検討し、学生の声を反映させるように努めている。

（支援・指導体制の確立）

5-1 学生生活に関する支援・指導体制が確立しているか。（ ）

<現状の説明>

学生生活に関する支援・指導は教員と事務局職員が分担して行うこととしている。

本大学院は各年次に学年担任教員を配置しているが、主に授業科目の履修、学習方法、進路等に関しては、年度初めに行うオリエンテーションにおいて学年担任教員が学生に説明し、さらに学生からの個別の相談に応じている。また、より専門性の高い内容についての相談に応ずるため、教員ごとにオフィス・アワーを設け、学生からの相談に応じている。一方、事務局に学生担当の職員を配置し、主に奨学金、学費の延納・月割分納、住宅探し等学生生活全般の相談に応じている。相談内容により、学年担任教員等と事務局で情報を共有した方がよいと判断される事案については、随時、学年担任教員等と事務局の学生担当職員で情報交換を行い、共同で対応している。

また、本大学院は災害障害保険に加入し、学生が万一、災害障害を被った場合に備えている。

学生生活に対する支援・指導については、以上の体制を確立している。

<根拠資料>

- ・資料2 - 11：大原大学院大学学年担任制規程
- ・資料1 - 2：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成20年4月入学生用）
p.127 平成21年度 オフィスアワーの案内
p.143 学籍・その他諸事項 13.相談
- ・資料1 - 3：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成21年4月入学生用）
p.127 平成21年度 オフィスアワーの案内
p.143 学籍・その他諸事項 13.相談

(学生の心身の健康の保持)

5-2 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。

()

<現状の説明>

本大学院では、学生の健康状態を検査するために、6月末に一齐に健康診断を実施している。

また、本大学院は小規模なため、学生の心身の健康を維持・増進するための相談に応ずる医師等を常時配置する体制を採用していないが、学年担任教員、事務局の学生担当職員が相談に応ずることとし、状況に応じ、学校医の指導を仰ぐ体制を敷いている。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2 : 平成21年度会計研究科ガイドブック(平成20年4月入学生用)
p.143 学籍・その他諸事項 9.健康診断～12.災害障害保険等
- ・資料1 - 3 : 平成21年度会計研究科ガイドブック(平成21年4月入学生用)
p.143 学籍・その他諸事項 9.健康診断～12.災害障害保険等
- ・資料5 - 1 : 学生に対する健康診断の案内

(各種ハラスメントへの対応)

5-3 各種ハラスメントに関する規定および相談体制が適切に整備され、それが学生に周知されているか。()

<現状の説明>

平成21年10月までハラスメントに関する規程を定めてなかったが、学生がハラスメントの被害に遭っている場合には、学年担任教員が学生からの相談に応じ、当事者からの事情聴取を行い、その結果を研究科長に報告し、協議の上、解決策を当事者に提示する方法により解決を図ってきた。

平成21年11月には、「ハラスメント対策に関する規程」を定め、各種ハラスメントに関する規定および相談体制を整備した。なお、今年度の学生に対する周知は平成21年12月に学生向けの案内文とハラスメント対策に関する規程を配付し、次年度からは学生ガイドブックに掲載し、オリエンテーション時に周知することとしている。

<根拠資料>

- ・資料5 - 2 : 大原大学院大学ハラスメント対策に関する規程
- ・資料5 - 3 : 平成21年度ハラスメントに関する学生配付プリント

(学生への経済的支援)

5-4 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。

()

<現状の説明>

奨学金その他学生への経済的支援については、事務局の学生担当職員が学生からの相談を受け、

支援する体制を敷いている。

本大学院が行っている学生への経済的支援は次のとおりである。

1. 奨学金制度

(1) 大原大学院大学奨学金（給付奨学金）

1年次の成績優秀者（若干名）を対象として、奨学金 30 万円を上限として給付し、2年目の学費に充当する。平成 21 年度の受給者数は 1 人。

(2) 日本学生支援機構奨学金（貸与奨学金）

日本学生支援機構が行う貸与奨学金について、学生への告知と手続面での指導を行っている。また、第 1 次募集に漏れた学生について、第 2 次募集を優先的に受けられるように奨学生の管理を実施している。

2. 私費外国人留学生学費減免制度

成績優秀かつ授業への出席状況等が良好な一定の私費外国人留学生を対象として、授業料の 3 割を減免する。平成 21 年度の受給者数は 4 人（本大学院の私費外国人留学生 7 人中 4 人）。なお、本制度は平成 21 年度をもって終了する。

3. 厚生労働省教育訓練給付制度

厚生労働省が働く人の能力開発の取り組みを支援するために設けている制度で、修了後、所定の要件を満たす場合に支給されるものである。この制度については入学時に対象となる学生に説明し、修了後、必要な手続面での指導を行っている。なお、現在のところ、本給付を受けた者はいない。

4. 公認会計士受験講座（課外学習）無料受講制度

本大学院の学生の多くは公認会計士を目指しており、大学院の授業とは別に、課外学習として公認会計士受験講座の受講を希望している。こうした事情を考慮し、大原学園が提供している公認会計士受験講座を本大学院の入学手続完了後から修了後最初に実施される短答式試験または論文式試験までの期間、無料で受講できる制度を設けている。平成 21 年度の受講者数は 27 人（他に 2 人税理士講座を無料受講）。

5. 学費の延納等

本大学院では年 2 回に分けて学費を納付する制度をとっているが、この方法での納付が難しい場合、学生と相談の上、延納または月割りによる納付により、学費を納付する方法を認めている。平成 21 年度の適用者数は 3 人。

以上のように、奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制を整備している。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック（平成 20 年 4 月入学生用）
p.142 学籍・その他諸事項 8. 奨学金等
p.160 大原大学院大学奨学生に関する規程
pp.161-162 私費外国人留学生授業料減免措置に関する規程
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック（平成 21 年 4 月入学生用）
p.142 学籍・その他諸事項 8. 奨学金等
p.160 大原大学院大学奨学生に関する規程
pp.161-162 私費外国人留学生授業料減免措置に関する規程

- ・資料 1 - 1 : 大学案内 (2009 年度)
p. 15 大学院生への強力なサポート
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/life.html>
「授業・学生生活」「奨学金等」「事前学習・課外学習制度」
- ・資料 5 - 4 : 学費の延納・月割分納について

(キャリア教育の開発と推進)

5-5 学生の課程修了後を見越したキャリア教育開発とともに適切な助言・指導の体制が整備されているか。()

<現状の説明>

学生の多くは大学院修了後、公認会計士になることを目指している。このため、課外学習ではあるが、大原学園が運営する公認会計士受験講座を、本大学院の入学手続完了後から課程修了後最初に実施される短答式試験または論文式試験までの期間、無料で受講できる制度を設け、学生のキャリア形成を支援している。

本大学院では、キャリア教育開発のための大学院固有の部署・組織を設けていない。しかし、学生の課程修了後のキャリア教育に関する相談が学生からあった場合には、学年担任教員、事務局の学生担当職員および本大学院の就職指導を兼任する学園本部就職部職員が共同して、助言・指導にあたることとしている。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 1 : 大学案内 (2009 年度)
p.15 大学院生への強力なサポート 入学前および入学後課外学習無料受講制度
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/life.html>
「授業・学生生活」「事前学習・課外学習制度」

(進路についての相談体制)

5-6 学生の進路選択に関わる相談・支援体制が適切に整備されているか。()

<現状の説明>

本大学院では、事務局の学生担当職員と本大学院の就職指導を兼任する大原学園本部就職部職員により、平成 21 年度は平成 21 年 5 月下旬、6 月上旬および平成 22 年 2 月下旬に就職活動の説明会を実施した。その際、個別相談に応ずる旨を学生に伝え、随時、受け付けている。ただし、学生の多くは公認会計士試験に合格することを目指しており、説明会への出席率は低く、個別相談も少ない(平成 21 年度は就職活動説明会出席者 3 人、個別相談者 1 人)。

公認会計士試験受験者は試験が終了した時点から監査法人への就職活動を開始するが、これについては、学園本部が実施する監査法人の説明会を在学学生および修了者に案内し出席を促している。また、監査法人、会計事務所の求人案内書を配布している。さらに、在学学生および修了者から希望がある場合には、本大学院の就職指導を兼任する学園本部就職部職員が個別相談に応ずることとしている。

以上の体制により、学生の進路選択に関する相談・支援を行っている。

< 根拠資料 >

- ・資料 5 - 5 : 就職活動説明会の配付資料と実施報告書
- ・資料 5 - 6 : 就職情報誌 ナビゲータ (監査法人等の就職冊子)
- ・資料 5 - 7 : 就職情報誌 会計・税務・経理の就職情報 (主に税理士事務所等の就職冊子)

(身体に障がいのある者への配慮)

5-7 身体に障がいのある者を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。()

< 現状の説明 >

本大学院の教室を配置する校舎は身体に障害のある者が利用できる施設を一部設置している。しかし、小規模な本大学院の現状を考えると、身体に障がいのある者が利用できる十分な施設を設置するための予算措置を講ずることは難しい。このため、入学を希望する者がいた場合には、施設および設備を確認して学修に支障がないかどうかを判断してもらい、その上で受験してもらうことにしている。

なお、現在までのところ、こうした者の志願はなく、受け入れ実績はない。

< 根拠資料 >

- ・資料 4 - 5 : 身体に障がいのある者が利用できる施設等

(留学生、社会人への配慮)

5-8 留学生、社会人学生等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。()

< 現状の説明 >

留学生を受け入れるため、留学生に対応する職員を事務局に配置し相談に応じている。留学生からの問い合わせが多い奨学金等については、本大学院が設けている私費外国人留学生学費減免制度による支援 (平成 21 年度の受給者数 留学生 7 人中 4 人) を行い、合わせて日本学生支援機構の私費外国人留学生学習奨励費を紹介している (平成 21 年度の受給者数 2 人)。さらに、住宅についての相談があった場合には、大原学園が設置する大原日本語学院の協力を得て、同学院が契約する施設を斡旋できるようにしている。なお、私費外国人留学生学費減免制度は平成 21 年度をもって終了する。

社会人学生については、本大学院が平日昼間のみ授業を実施する大学院であるため、働きながら学べるような特別の支援体制を敷いていない。本大学院が小規模であることを考慮し、今後もこの点についての支援体制を敷くことは予定していない。

以上のように、留学生を受け入れるための支援体制のみ整備している。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
pp.161-162 私費外国人留学生授業料減免措置に関する規程
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
pp.161-162 私費外国人留学生授業料減免措置に関する規程

（支援・指導体制の改善）

5-9 学生生活に関する支援・指導体制を継続的に検証する仕組みが確立されているか。また、その向上に向けて必要な改善が行われているか。（ ）

<現状の説明>

学生から新たな要望が出てきた場合、学年担任教員と事務局学生担当職員で協議し、改善が必要な場合は関係する委員会、教授会に諮ることを申し合わせているが、学生生活に関する支援・指導体制を継続的に検証する仕組みは確立されていない。

<根拠資料>

該当なし

【点検・評価】

関連する「評価の視点」

[長所]

キャリア教育の開発と推進（5-5）

[問題点]

支援・指導体制の改善（5-9）

[長所]

大原学園本部が運営する公認会計士受験講座を本大学院の入学手続完了後から課程修了後最初に実施される短答式試験または論文式試験までの期間、無料で受講できる制度を設けて、ほとんどの学生が目標としている公認会計士になるというキャリア形成のための最大限の支援を行っていること。（視点5-5）

[問題点]

学生生活に関する支援・指導体制を継続的に検証する仕組みが確立されていないこと。

（視点5-9）

<根拠資料>

- ・資料1-1：大学案内（2009年度）
p.15 大学院生への強力なサポート 入学前および入学後課外学習無料受講制度
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/life.html>
「授業・学生生活」 「事前学習・課外学習制度」

<今後の方策>

[長所]

本大学院が、養成すべき高度職業会計人として掲げる人物像の第一は、「会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い倫理観を持った公認会計士として活躍できる人」である。しかし、本大学院がそのために必要な教育をいかに行ったとしても、現実問題として、公認会計士になるためには試験に合格することが必須である。言うまでもなく、会計専門職大学院は公認会計士試験対策として存在する機関ではなく、多くの会計専門職大学院がそ

の対応に苦慮しているものと思われる。第1章の「点検・評価」の項でも述べたが、この点につき、本大学院は、経営母体である大原学園が保有する教育資源を最大限利用することができる。学園本部が運営する公認会計士受験講座を学生に無償提供することで、高度職業会計人の中でも最も重要な公認会計士という学生のキャリア形成に資するとともに、本大学院においても、試験準備に惑わされることなく高度職業会計人としての知識と技能と倫理観を教授し醸成する教育に専念できる。このシステムは決して他の会計専門職大学院の追随できない、本大学院で学ぶことの最大のメリットである。今後とも本大学院の入学者に対して推奨する。(視点 5-5)

[問題点]

本大学院は小規模であるため、現状では、学生生活に関わる諸事を各年次生の学年担任教員と事務局学生担当職員により対処しており、それらを協議する組織としての学生委員会を有していない。この点も含めて、学生生活に関する支援・指導体制の現状を検証し問題点を改善するための仕組みの構築について、将来計画検討委員会で協議する。(視点 5-9)

<根拠資料>

- ・ 資料1 - 7 : 「今後の方策」を承認した教授会議事要録(抜粋)

第6章 教育研究環境の整備

<概要>

本大学院は会計専門職大学院であり、高度職業会計人の養成を目的とするため、その教育においては理論の探求に止まらず卓越した技能を養成する必要があるとあり、優れた研究成果を擁する研究者教員と実務界での豊富な経験を持つ実務家教員が連携して授業を行っている。さらに、その円滑な活動・運営のための下支えとして機能する本大学院の事務職員については、教務事務等の大学院固有の事務業務に専従させ、その他の学校運営業務を設置者である大原学園の事務管理部門に課すことにより、双方の業務の実効性を確保している。

独立大学院として開学した本学においては、学部を基礎とする総合大学等において設置される大学院と異なり、教育研究関連施設の規模は全体として小さなものであり、その概略は下記のとおりである。

<学生専用のスペース>

大原学園10号館の2階と3階(約1/4)を使用し、教室(講義室および演習室)および自習室、図書室等を配置している。

<事務局等>

大原学園10号館の3階(約1/4)に事務局、会議室、学長室を配置している。

<専任教員の研究室>

大原学園1号館3階と5階の各階に7室、計14室の研究室を配置し、専任教員1人1室を確保している。

さらに、大学院における教育研究レベルに対応する情報機器等の諸設備も有しており、少人数制の下で学ぶ学生に対してその編成の利点を生かし、必要な学習環境を提供している。また、専任教員についても研究室で情報機器等を使用できる環境を整えている。

なお、現行の教室(講義室および演習室)、面接指導室および図書室はいずれもワンフロア内に所在し、床面のバリアフリー化が採られている。ただし、校舎入口のスロープや階段の手すりは設置しておらず、また、教室等の入り口の引き戸化は行っていない。このため、入学を希望する障がい者がいる場合には、施設および設備を確認して学修に支障がないかどうかを判断してもらい、その上で受験してもらうことにしている。

(人的支援体制の整備)

6-1 経営系専門職大学院の使命・目的および教育目標に沿った優れた人材を育成するために、**教務・技能・事務職員等の教育研究に資する人的な補助体制が適切に整備されているか。**

()

<現状の説明>

本大学院は単一の研究科および専攻により運営されているため、その規模の面から、専任の事務職員として5人を配置している。これらの者が、教務職員としての業務と、大学院固有の事務業務を担当している。なお、その他の事務業務については、設置者である学校法人本部の事務処理部門6人が兼務の事務職員として、法人内の他の学校事務と兼務して遂行している。

技能職員に関しては、本大学院では、特別な技能を要する形態の授業を実施する必要はない

め、専任の技能職員は配置していない。ただし、授業で使用するパソコン、大学院内のLAN等の保守、学生管理システムの開発・維持のため、本大学院の設置者である学校法人の情報システム本部の職員2人が兼務の技能職員として、法人内の他の学校事務と兼務して遂行している。

以上のように、教務・事務職員等の教育研究に資する人的な補助体制は、適切に整備されている。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成20年4月入学生用）
p.146 大原大学院大学学則 第11条（事務局）
- ・資料1 - 3：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成21年4月入学生用）
p.146 大原大学院大学学則 第11条（事務局）
- ・資料6 - 1：事務担当者の配置

6-2 ティーチング・アシスタント制度等、教育効果を上げるための制度が十分に整備されているか。（ ）

<現状の説明>

本大学院は小規模編成であり、学生数も多くない。従って、ティーチング・アシスタントを配して学生からの相談等に個別対応する必要性は希薄であり、ティーチング・アシスタント制度等は設けていない。ただし、同様の機能を果たしうるものとして各年次に学年担任教員を配置している。学年担任教員は本大学院における学習研究上の相談はもとより、課外活動としての資格試験受験学習を含め学生生活全般におよぶ問題についてもその取扱いの範囲としており、必要な指導を適時実施している。

また、授業科目ごとの教育効果向上のための措置としては、すべての授業科目について、教員の専任、兼任を問わず、オフィスアワーを設けており、これを学生に明示して、学習上の質問、相談等の機会を提供している。

また、課外学習として、大原学園が運営する公認会計士試験受験講座を無料で受講できる制度を設け、大学院の学修と相乗効果が図れるよう配慮している。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成20年4月入学生用）
p.127 平成21年度 オフィスアワーの案内
- ・資料1 - 3：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成21年4月入学生用）
p.127 平成21年度 オフィスアワーの案内
- ・資料2 - 11：大原大学院大学学年担任制規程

（教育形態に即した施設・整備）

**6-3 講義室、演習室その他の施設・設備が、経営系専門職学位課程の規模および教育形態に
応じ、適切に整備されているか。（ ）**

<現状の説明>

本大学院の入学定員は30人、収容定員は60人であり、授業のほとんどは講義形式もしくはゼ

ミ形式により行われる。そのため、本大学院は、専用施設として、大原学園 10 号館 2 階に講義室 2 室、演習室 2 室を設置している。その他に、同号館 2 階に面接指導室および図書室、同号館 3 階に自習室を設け、さらに、学校法人の施設である本館 10 階に設置しているパソコン教室も有効に活用している。なお、教材の保管等の便宜を図るためにロッカーも各学生に用意している。

以上のように、規模および教育形態に即した施設・設備が適切に整備されている。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
pp.131-132 学生生活上の諸事項 11.教室等利用
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
pp.131-132 学生生活上の諸事項 11.教室等利用
- ・資料 6 - 2 : 大原大学院大学施設の見取図

(学生用スペース)

6-4 学生が自由に学習できる自習室および学生相互の交流のためのラウンジ等の環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。()

< 現状の説明 >

学生が自由に学習できる自習室を大原学園 10 号館 3 階に設け、日曜祝日を含め 8:00 から 22:00 まで使用できるようにしている (お盆、年末年始を除く。以下同様)。また、講義室、演習室も授業のない時間は自習室として使用可能とし、原則として、日曜祝日を含め 8:00 から 22:00 まで使用できるようにしている。

学生相互の交流のためのラウンジ等は大学院の施設としては配置していないが、学校法人が保有する本館 1 階および 11 号館 1 階に、大原学園において学ぶ者 (本大学院の学生も含む。) に供するロビーコーナーを設置しており、これを利用することにより本大学院学生相互の交流が行えるようにしている。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
pp.131-132 学生生活上の諸事項 11.教室等利用 (自習室利用の記述)
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
pp.131-132 学生生活上の諸事項 11.教室等利用 (自習室利用の記述)
- ・資料 6 - 2 : 大原大学院大学施設の見取図
- ・資料 6 - 3 : 大原大学院大学専用自習室の利用について

(研究室等の整備)

6-5 専任教員の個別研究室の整備等、十分な教育研究環境が用意されているか。()

< 現状の説明 >

専任教員 13 人 (内訳: 教授 8 人、准教授 4 人、助教 1 人) の全員に、個別の研究室を供与している。各研究室には、基本装備としての机、椅子、書棚、保管庫、パソコンおよび電話の設置のほか、ネットワーク機器利用のための LAN ケーブルの配線を施しており、およそ本大学院に

おける授業の準備や研究を行うに際して必要な施設は整っている。

<根拠資料>

- ・基礎データ
p.37 施設・設備 1 教員研究室
- ・資料6 - 2 : 大原大学院大学施設の見取図

(情報関連設備および人的体制)

6-6 学生の学習および教員の教育研究のために必要な情報インフラストラクチャーおよびそれを支援する人的体制が適切に整備されているか。()

<現状の説明>

講義室(2室)には、それぞれ2台のノートパソコンおよびLANケーブルを設置しており、学生は必要に応じて、当該機器を使用して自由に情報を入手したり、文書等の作成を行うことができるようになっている。また、演習室(2室)には、LANケーブルの施設のほかプロジェクターおよび大型スクリーンを設置しており、パソコン・ネットワークを利用した視聴覚利用の授業ができるよう準備している。図書室には、自由に使用できるネットワーク接続済のパソコン6台を設置しており、学生は、ここにおいても学習上必要とする情報を入手したり、文書を作成することができる。また、自習室にもLANケーブルを設置しており、学生個人のパソコンを持ち込んで、文書の作成や情報検索等が可能となっている。

教員に対しても、各研究室にLANケーブルを施設済であり、必要とする教員に対してはノートパソコンを貸与し、研究業務における情報収集等のツールとして利用されている。

なお、情報インフラストラクチャーのサポートサービスは、第一次的には事務局職員が対応することとし、第二次的に、本大学院の設置者である学校法人の情報システム本部の兼務職員により提供されている。

<根拠資料>

- ・資料6 - 4 : 情報関連設備について

(施設・設備の維持・充実)

6-7 施設・設備が適切に維持され、また教育研究内容、社会状況等の変化に合わせて、施設・設備が整備されているか。()

<現状の説明>

本大学院における施設並びに設備は、事務局職員による日々の点検と委託業者による管理(例えば、清掃管理、夜間のガードマンによる巡回)により、学修に相応しい状態・環境を維持している。また、情報インフラストラクチャーは、第一次的には事務局職員により、第二次的に、学校法人内の情報システム課により保守・管理されている。

教育研究内容の変化については、教員または学生からの要望を把握し、社会状況等の変化については、事務局主導のもと管理委託業者および情報システム本部等がそれぞれ専門職としての立場で把握し、これらの変化に合わせて、施設・設備を整備している。

<根拠資料>

- ・資料 6 - 5 : 施設・設備の維持管理について

(身体に障がいのある者への配慮)

6-8 身体に障がいのある者のために適切な施設・設備が整備されているか。()

<現状の説明>

現行の講義室、演習室、面接指導室および図書室はいずれもワンフロア内に所在し、床面のバリアフリー化が行われている。ただし、校舎入口のスロープや階段の手すりは設置しておらず、また、教室等の入口の引き戸化は行っていない。このため、車椅子への対応は万全ではない。また、点字ブロックなども設置していない。

しかし、本大学院は小規模なため、障がい者に対する万全な対応をとるための予算措置を講ずることは難しく、入学を希望する者がいた場合には、施設および設備を確認して学修に支障がないかどうかを判断してもらい、その上で受験してもらうことにしている。

<根拠資料>

- ・資料 4 - 5 : 身体に障がいのある者が利用できる施設等

(図書等の整備)

6-9 図書館には経営系専門職学位課程の学生の学習および教員の教育研究のために必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されているか。()

<現状の説明>

設置認可申請書に記載した完成年度までに図書室に備えることとなる図書等の整備および電子媒体による資料の整備は完了している。その後も、年度ごとに購入予算を決めて、原則として、年2回(春、秋)図書を購入し、制度の改正等を反映した最新の情報を提供している。

2010年2月1日現在、蔵書等は下記のとおりである。

- (1) 蔵書 4,250 冊 (和書 3,876 冊 洋書 374 冊)

分 類		図書数	和書数	洋書数	
0	総記	28 冊	22 冊	6 冊	
1	哲学・宗教	5	4	1	
2	歴史・地理	9	5	4	
3	32 法律	324 民法	63	63	0
		325 商法	331	318	13
		その他	135	134	1
		小 計	529	515	14
	33 経済	331 経済学、経済思想	70	64	6
		333 経済政策、国際経済	60	60	0
		335 企業、経営	311	248	63
336 経営管理		2,113	1,947	166	
338 金融、銀行、信託		396	362	34	

3 社会科学	33 経済	その他	26	21	5
		小 計	2,976	2,702	274
	34 財政	341 財政学、財政思想	54	54	0
		345 租税	267	262	5
		その他	27	24	3
		小 計	348	340	8
	35 統計	3	2	1	
	36 社会	31	28	3	
	37 教育	15	14	1	
	38 風俗習慣	2	0	2	
	その他	16	10	6	
計	3,920	3,611	309		
4 自然科学	51	49	2		
5 技術	116	90	26		
6 産業	113	87	26		
7 芸術	4	4	0		
8 言語	4	4	0		
9 文学	0	0	0		
合 計	4,250	3,876	374		

(2) 雑誌 28種(和雑誌 19種 洋雑誌 9種)

和雑誌 主なもの 「会計」, 「企業会計」, 「会計・監査ジャーナル」, 「Jurist」,
「商事法務」, 「税理」, 「経済セミナー」

洋雑誌 主なもの 「accountancy」, 「COST Management」, 「American Economic Journal」

図書の選定に当たっては、社会科学分野の新刊を中心とし、専任教員の要望を確認している。また、学生からの要望は、図書室職員に伝えられ、前述の教員による選定図書とあわせて購入の手配を行っている。

電子媒体については、海外の会計等に関する情報を入手するために電子ジャーナルABI/INFORM Complete (ProQuest) を導入し、図書室および各研究室での閲覧が可能なようにしている。

ABI/INFORM Complete

ProQuest が提供するビジネス関連の雑誌・新聞、その他の情報源を幅広くカバーするデータベース。

「ProQuest Accounting & Tax Database」

米国ミシガン州 ProQuest Information and Learning 社

<根拠資料>

- ・資料6 - 6 : 図書室図書および電子ジャーナルの概略

6-10 図書館の利用規程や開館時間は経営系専門職学位課程の学生の学習および教員の教育研究に配慮したものとなっているか。()

<現状の説明>

本大学院の図書室利用規程では、1回の貸出5冊、期間2週間の制限以外特別な制約を行っていない。貸し出しおよび図書検索については、図書室内に設けられた図書管理システムを組み込んだパソコンの操作により行うことができ、本大学院の学生および教員であれば、自由に図書を閲覧利用することができるようになっている。

なお、現在、図書室の開館時間は、平日8:30から18:00までとしており、他の図書館における開館時間と比して、閉館の時間が早めである。これは、本大学院が昼間のみの課程であること、あわせて、学生のほとんどが公認会計士試験の受験学習を進めており、大学院における授業終了後は直ちに課外学習として夜間に実施される公認会計士試験受験講座へ出席しているため、18:00以後の図書室の利用がほとんどないことによる。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成20年4月入学生用）
p.132 学生生活上の諸事項 12.図書室利用
- ・資料1 - 3：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成21年4月入学生用）
p.132 学生生活上の諸事項 12.図書室利用

6-11 国内外の大学院・研究機関等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備を行っているか。()

<現状の説明>

現状では、相互利用のための条件整備を行っていない。

<根拠資料>

該当なし

(財政的基礎)

6-12 経営系専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有しているか。()

<現状の説明>

本大学院の入学定員は30人、収容定員は60人であるが、開学以来、平均して定員の半数弱の入学者に止まっている。したがって、学生納付金のみでは大学院の経営維持は困難であるが、学校法人が大学院の経営により生じる収支差損を補填している。今後も大学院単独で自立的経営が可能となる時まで財政支援を継続することとしている。

設置者である学校法人が、時代の要請に応えうる高度の職業会計人を輩出する目的をもって設置したからには、その目的を達成し、社会に対する貢献を十分に果たすまでは、大学院経営の結果に影響を受けることなく、継続的な支援を続けることになっている。

<根拠資料>

- ・資料6 - 7：大原大学院大学消費収支内訳表および設置認可申請書様式第2号の一部抜粋

(教育研究環境の改善)

6-13 教育研究環境について、学生や教職員の意見要望を把握し、施設の改善等に結び付けていくために、継続的に検証する組織体制・システムが確立されているか。また、教育研究環境の向上に向けて必要な改善が行われているか。()

<現状の説明>

本大学院では、 Semesterごとにその最終日に、施設等について学生に対してアンケートを実施しており、集計結果に基づき施設委員会で必要な検討と審議が行われている。また、教員からの要望を聴取する定期的な調査に代えて、教授会等での施設改善等に関する発言や要望等が施設委員会にもたらされ必要な検討と審議が行われている。このように、教授会および施設委員会により必要な改善が行われている。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 8 : 大原大学院大学 教授会・各委員会規程 施設委員会規程
- ・資料 6 - 8 : 学生アンケート(施設アンケート編)の雛型および集計結果
- ・資料 6 - 9 : 施設委員会議事要録(学生の要望への対応について)

【点検・評価】

関連する「評価の視点」

[問題点]

国内外の大学院・研究機関等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備(6-11)

[問題点]

本大学院は設置認可申請に沿って、図書、雑誌および電子ジャーナルの整備に努めてきたが、開学後間もないため、本大学院側の独自の学術情報の蓄積もさほどではなく、国内外の大学院・研究機関等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備を行って来なかった。(視点 6-11)

<根拠資料>

該当なし

<今後の方策>

国内の大学院との学術情報の相互利用のために、会計大学院協会に加盟する各大学と協議し、研究年報(紀要)の交換が行えるように契約を結ぶための交渉を平成 22 年度末までに完了する。(視点 6-11)

<根拠資料>

- ・資料 6 - 10 : 自己点検・評価委員会議事要録(抜粋)(会計大学院協会に加盟する各大学との研究年報の交換について)

第7章 管理運営

<概要>

本大学院は、管理運営のための固有の組織体制として、教授会、委員会、および、大学院固有の事務業務に専念する事務組織としての事務局を設置しており、その活動のために適切な規程を制定している。各組織は関連する法令および規程を遵守して活動を行っている。特に本大学院の教学およびその他の管理運営に関する重要事項については、専任の教員により構成される教授会がほぼ月1回開催され審議決定等を行い、必要に応じて教授会の諮問機関として各委員会が活動を行っている。いずれも本大学院固有の専任教員が中心となって組織され、その決定が尊重されている。

本大学院は会計研究科会計監査専攻のみを設置するが、その専任教員の長である研究科長の任免については教授会議事として決定することとしていた。ただし、これに関する明文規程を設けていなかったため、平成21年11月の教授会において研究科長選考規程を制定し、今後は本規程に従って任免を行うこととした。

本大学院が点検・評価作業に入ったのは平成20年度であるが、委員長の休職によりいったん作業が中断し、本格的な作業に入ったのは平成21年度からである。このため、学内規程の内容および形式に関する点検・評価は必要に応じて改訂を行ってきたが、定期的な点検・評価を行うには至らなかった。同様に管理運営の改善も教職員の意見や学生アンケートの結果を踏まえて実施してきたが、点検・評価に基づいて改善を行うのはこれからとなる。

また、本大学院は入学定員30人、収容定員60人と小規模なため、事務組織も小規模であるが、その使命・目的等の達成を支援するための機能を十分備えており、教員組織等との有機的連携のもとに運営されている。

(学内体制・規程の整備)

7-1 経営系専門職大学院を管理運営する固有の組織体制が整備され、その活動のために適切な規程が制定されているか。()

<現状の説明>

本大学院を管理運営する固有の組織体制として、教授会、各種委員会および事務局を置くことを学則に定めている。

また、それぞれの活動を公正かつ円滑ならしめるため、以下のように教授会規程をはじめとして各委員会規程を制定している。

教授会は 本学の教育に関する事項 本学の教員人事に関する事項 本学の学生に関する事項 本学の研究に関する事項 本学修了の認定に関する事項 本学学則その他学内諸規程に関する事項 本学の自己点検・自己評価に関する事項 その他本学に関する重要事項について審議を行う。

委員会は教務委員会、FD委員会、入試委員会、研究年報編集委員会、施設委員会、自己点検・評価委員会、人事委員会から構成されている。

教務委員会は 教育課程及び授業に関する事項 試験及び単位の認定に関する事項 修了に関する事項 既修得単位の認定に関する事項 学生の教務・厚生補導に関する事項

その他教務に関する重要事項について審議を行う。

F D委員会は 授業アンケートの実施と検討 講演会や研究会の開催 新任教員研修会の実施 教員相互の授業参観と評価 外部評価などに対応した教育改善方法の検討 その他教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究に関する事項について審議を行う。

入試委員会は 入学者の受け入れ方針、選抜方法のあり方及び改善に関する事項 募集要項に関する事項 入学試験の実施に関する事項 入学試験問題作成者及び採点者等の選考に関する事項 合否判定の原案作成に関する事項 その他、入学試験等に関する事項について審議を行う。

研究年報編集委員会は 投稿原稿の募集 投稿原稿の受付 投稿内規に照らした投稿原稿の点検 点検を経た投稿原稿の正式受理と受理証明の発行 その他、研究年報の編集に必要なとされる業務について審議を行う。

施設委員会は 施設の計画及び整備・美化に関する事項 施設の利用状況の点検・評価に関する事項 環境保全に関する事項 共有スペースの管理に関する事項 その他本学の施設、環境に関する事項について審議を行う。

自己点検・評価委員会は 自己点検・評価項目の設定 資料の収集及び分析 各部署に対する自己点検・評価の報告に基づく自己点検・評価 資料、報告に基づく自己点検・評価報告書の作成及び学長への提出 自己点検・評価のための評価研究 その他自己点検・評価に必要な事項について審議を行う。

人事委員会は 本学教員の採用及び昇任に関する事項 本学教員の資格に関する事項 その他本学教員の人事に関する事項について審議を行う。(平成21年12月から人事委員会を設置)

事務局は 本学の金銭収支に関する全ての事項 本学学生の成績等に関する管理 本学学生の就職に関するオリエンテーション等の就職支援 本学の施設に関する管理 本学学生募集に関する広報活動 本学を修了した者に関する管理 その他、本学学生に関する事務全般を取り扱って本学の管理運営が円滑に進むように日常業務を行っている。

<現状の説明>の改善点

新たに将来計画検討委員会を設置して平成22年4月より活動を開始し、自己点検・評価等により課題となった事項(定員充足率の向上など)についての改善に鋭意努めている。

<根拠資料>

- ・資料1-2:平成21年度会計研究科ガイドブック(平成20年4月入学生用)
pp.145-146 大原大学院大学学則 第7条~第11条
- ・資料1-3:平成21年度会計研究科ガイドブック(平成21年4月入学生用)
pp.145-146 大原大学院大学学則 第7条~第11条
- ・資料1-8:大原大学院大学 教授会・各委員会規程
教授会規程 教務委員会規程 F D委員会規程 入試委員会規程
研究年報編集委員会規程 施設委員会規程 自己点検・評価委員会規程
人事委員会規程

(法令等の遵守)

7-2 関連法令等および学内規程は適切に遵守されているか。()

<現状の説明>

本大学院は関連法令等を遵守しており、専門職大学院設置基準が規定する 教員組織 教育課程 課程の修了要件等 施設及び設備等について、教員の教育・研究能力の点検、シラバスの明示、修了に必要な単位数の明示、施設等の充実を行っている。

学内規程についても、教授会、各委員会および事務局のいずれもがこれを遵守している。

<根拠資料>

[遵守すべき主要な関連法令等]

- ・教育基本法、学校教育法、およびこれらの施行令、施行規則、告示
- ・大学設置基準等、大学院設置基準等、専門職大学院設置基準等
(関連法令等については資料添付を省略)

[遵守すべき主要な学内規程等]

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
pp.145-152 大原大学院大学学則
pp.153-154 大原大学院大学学位規程
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
pp.145-152 大原大学院大学学則
pp.153-154 大原大学院大学学位規程
- ・資料 1 - 8 : 大原大学院大学 教授会・各委員会規程
教授会規程 教務委員会規程 F D 委員会規程 入試委員会規程
研究年報編集委員会規程 施設委員会規程 自己点検・評価委員会規程
人事委員会規程

(管理運営体制)

7-3 経営系専門職大学院の設置形態にかかわらず、当該専門職大学院の教学およびその他の管理運営に関する重要事項については教授会等の当該専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されているか。()

<現状の説明>

本大学院における教学およびその他の管理運営に関する重要事項については、専任教員で構成される教授会をほぼ毎月開催 (夏季は休会。) しており、そこにおいて、審議事項、報告事項または連絡事項等に適宜振り分けられて審議、決定等が行われている。

また、教授会の諮問機関としての機能を有する、専任教員により構成される各委員会 (一部の委員会では、事務局職員を含む。) においても、本大学院における諸々の重要事項について教授会における審議決定等を公正かつ円滑に進めるために、適時開催し、検討を行っている。

以上から、本大学院における重要事項に関する意思決定は、そのほとんどが専任教員組織によるものであり、十分に尊重されている。

<根拠資料>

- ・資料 7 1 : 教授会議事要録 (抜粋) (各委員会の人事について)

7-4 経営系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。()

<現状の説明>

本大学院は平成 21 年 11 月まで、専任教員組織の長である研究科長の任免に関する規程を設けておらず、教授会の審議により任免を行ってきた。こうした状況を解消するために、平成 21 年 11 月の教授会において研究科長選考規程を制定し、今後はこの規程に従って研究科長の任免等を行うこととした。以上を経て、適切な基準を設け、かつ、適切に運用することとした。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
p.146 大原大学院大学学則 第 12 条第 2 項
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
p.146 大原大学院大学学則 第 12 条第 2 項
- ・資料 7 - 2 : 教授会議事要録 (抜粋) (研究科長の選考および研究科長選考規程の制定について)
- ・資料 7 - 3 : 大原大学院大学研究科長選考規程

(関係組織等との連携)

7-5 経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担は適切に行われているか。()

<現状の説明>

本大学院は会計研究科会計監査専攻のみを設置する独立大学院であり、関係する学部・研究科等を設置していない。

<根拠資料>

該当なし

7-6 企業、地方自治体、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等は適切に行われているか。()

<現状の説明>

現在のところ、本大学院が加盟する会計大学院協会が加盟大学院に代わって大手監査法人とインターンシップについて協議し、その結果を加盟大学院に通知している。これを受けて、本大学院と大手監査法人が覚書を交わし、学生のインターンシップを実施している。会計大学院協会が大手監査法人と協議している内容は、インターンシップの日程、カリキュラム、給料・交通費等の取り決め、参加学生への守秘義務の徹底などインターンシップの実施に係わる全般に及んでおり、本大学院もその指示に沿ってインターンシップを実施している。2009年度は学生6人が参加し、2010年2月に実施された。

なお、監査法人から参加する学生の誓約書の提出等が求められているが、こうした事務管理は

研究科長の指示のもと事務局が担当し、適切に行っている。

< 根拠資料 >

- ・資料 7 - 4 : 監査法人と交わした覚書 (写し)

(点検・評価および改善)

7-7 経営系専門職大学院の管理運営に関する学内規程の内容および形式に関する点検・評価は適切に行われているか。()

< 現状の説明 >

本大学院の管理運営に関する学内規程は、適用の都度、規程の内容等の妥当性について評価されるため、自動的に点検・評価が行われ、必要に応じて改訂されている。

規程改訂の詳細は以下のとおりである。

教授会規程

平成 18 年 4 月に施行後、平成 19 年 4 月、平成 21 年 4 月に改訂した。

教務委員会規程

平成 18 年 4 月に施行後、平成 19 年 4 月、平成 21 年 4 月に改訂した。

F D 委員会規程

平成 19 年 4 月に施行後、平成 21 年 4 月に改訂した。

入試委員会規程

平成 18 年 4 月に施行後、平成 19 年 4 月、平成 21 年 4 月に改訂した。

研究年報編集委員会規程

平成 18 年 4 月の施行後、平成 19 年 4 月、平成 21 年 4 月に改訂した。

自己点検・評価委員会規程

平成 18 年 4 月に施行後、平成 19 年 4 月、平成 21 年 4 月に改訂した。

施設委員会規程

平成 19 年 4 月に施行後、平成 21 年 4 月に改訂した。

人事委員会規程

平成 21 年 12 月に施行した。

試験及び成績評価に関する規程

平成 18 年 4 月に施行後、平成 21 年 4 月に改訂した。

納付金規程

平成 18 年 4 月に施行後、平成 21 年 4 月に改訂した。

奨学生に関する規程

平成 18 年 4 月に施行後、平成 21 年 4 月に改訂した。

私費外国人留学生授業料減免措置に関する規程

平成 20 年 4 月に施行した。

再入学に関する規程

平成 21 年 1 月に施行した。

学年担任制規程

平成 18 年 4 月に施行後、平成 19 年 4 月、平成 21 年 4 月、平成 21 年 12 月に改訂した。

ハラスメント対策に関する規程

平成 21 年 11 月に施行した。

なお、学内規程の内容および形式に関する点検・評価を定期的に行うことはしていない。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 2 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 20 年 4 月入学生用)
 - p.157 大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程 附則
 - p.158 大原大学院大学納付金規程 附則
 - p.160 大原大学院大学奨学生に関する規程 附則
 - p.162 私費外国人留学生授業料減免措置に関する規程 附則
 - p.164 大原大学院大学再入学に関する規程 附則
- ・資料 1 - 3 : 平成 21 年度会計研究科ガイドブック (平成 21 年 4 月入学生用)
 - p.157 大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程 附則
 - p.158 大原大学院大学納付金規程 附則
 - p.160 大原大学院大学奨学生に関する規程 附則
 - p.162 私費外国人留学生授業料減免措置に関する規程 附則
 - p.164 大原大学院大学再入学に関する規程 附則
- ・資料 2 - 11 : 大原大学院大学学年担任制規程 附則
- ・資料 1 - 8 : 大原大学院大学 教授会・各委員会規程
 - 教授会規程 附則 教務委員会規程 附則 F D 委員会規程 附則
 - 入試委員会規程 附則 研究年報編集委員会規程 附則
 - 自己点検・評価委員会規程 附則 施設委員会規程 附則 人事委員会規程 附則
- ・資料 5 - 2 : 大原大学院大学ハラスメント対策に関する規程

7-8 点検・評価に基づき管理運営の改善の努力が適切に行われているか。()

< 現状の説明 >

これまでは、教授会や各委員会が管理運営の改善の努力を行ってきた。例えば、カリキュラムについて教務委員会が改善を行い、また、入試方法の見直しを入試委員会が行い、学生専用自習室の新設を施設委員会が行ってきた。

ただし、点検・評価を行うのは、今回が初めてとなり、点検・評価に基づく管理運営の改善の努力はこれからとなる。

< 根拠資料 >

- ・資料 7 - 5 : 教務委員会・入試委員会・施設委員会 議事要録 (抜粋)

(事務組織の設置)

7-9 経営系専門職大学院を管理運営し、その使命・目的および教育目標の達成を支援するために適切な規模と機能を備えた事務組織を設置しているか。()

<現状の説明>

本大学院の管理運営に関与する事務組織の設置とその職務概要に関しては、学則に規定している。本大学院は入学定員 30 人、収容定員 60 人と小規模なため、事務組織もその使命・目的および教育目標の達成を支援する組織として、小規模ではあるが、適切な機能を備えている。

なお、本大学院の事務業務は、その業務内容により担当する部署を区分している。大学院としての管理運営に固有の業務は大学院事務局が担当し、一般的な学校経営・運営事務は、学校法人本部内の財務総務本部、広報営業本部、情報システム本部等の事務部門に兼任職員を配置し、他の学校事務業務と兼務する方法により担当している。また、学生の就職支援については大学院事務局と学校法人本部内の就職本部が共同して当たっている。このような体制を敷くことにより、事務業務処理の効率化を確保しつつ、十分な機能を備えている。

<根拠資料>

- ・資料 6 - 1 : 事務担当者の配置

(事務組織の運営)

7-10 事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されているか。()

<現状の説明>

ほぼ毎月開催(夏季は休会)される教授会に大学院事務局職員 2 人が出席することとなっており、教員組織の意思決定等を確認し、連携を図りつつ業務を行っている。また、各委員会へも事務担当者として 1 人を配置し、特に自己点検・評価委員会と施設委員会では委員として加わり活動を行っている。さらに、概ね週 1 回、研究科長と事務局が打ち合わせを行い、諸々の業務の確認等が行われている。

以上のように関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されている。

<根拠資料>

- ・資料 7 - 1 : 教授会議事要録(抜粋)(各委員会の人事について)
平成 19 年度第 1 回(抜粋) 出席者欄
平成 20 年度第 10 回(抜粋) 添付資料 2 - 1 (委員会名簿 事務担当欄)

(事務組織の改善)

7-11 事務組織の活動を向上させるために、組織的な研修システムの導入等、必要な工夫・改善が行われているか。()

<現状の説明>

本大学院では、事務組織の活動を向上させるために、(独)日本学生支援機構等が開催する研修会等への出席を積極的に進め、研修会終了後に、大学院事務局で毎朝行う連絡会において報告を行うこと、報告書を作成することを義務付けている。また、年 2 回、管理者である事務局長との面談を持つことにしており、業務の振り返り、問題点の確認、今後の改善方法について話し合っている。以上の方法により、必要な工夫・改善を行っている。ただし、事務組織が小規模であることから、事務局全体での研修会等は開催していない。

< 根拠資料 >

- ・資料 7 - 6 : 職員出張報告書
- ・資料 7 - 7 : 事務局長との面談の際の資料

【点検・評価】

関連する「評価の視点」

[問題点]

点検・評価および改善 (7-7、7-8)

[問題点]

点検・評価の作業に入ったのは平成 20 年度であるが、委員長の休職によりいったん作業が中断し、本格的な作業に入ったのは平成 21 年度からである。このため、学内規程の内容および形式を「点検・評価」という作業により見直すのは、今回が初めてであり、「点検・評価」に基づく改善もまだ行われていない。(視点 7-7、7-8)

< 根拠資料 >

[問題点]

該当なし

< 今後の方策 >

[問題点]

本大学院の管理運営に関する学内規程は、規定の適用の都度、規程の内容等の妥当性を評価し、必要に応じて改訂を行ってきた。この作業は今後も継続するが、学内規程および形式を「点検・評価」という作業により見直すのは今回が初めてである。すでに、不十分だった規程の新設といった作業を行ってきているが、点検・評価報告書の作成が完了した後、直ちに学内規程の見直しを行い、必要な改訂を平成 22 年度中に完了する。また、点検・評価の際の問題点についても、自己点検・評価委員会および関係する委員会、教授会に諮り、平成 23 年度までに必要な改善措置をとることとする。(視点 7-7、7-8)

[問題点] の改善について

1 . 学内規程の見直し

教授会規程第 4 条第 2 項において議長代理を選任できるとの規定を設け、当初より、学長に代わって研究科長が議長を務めていたが、学則にこの規定を置いてなかったため、学則を改正し、平成 22 年 12 月 1 日から施行することとしている。

2 . 点検・評価の際の問題点の改善

現在、下記の改善を実施している。

- (1) 成績評価の分布の改善 (2-36 参照)
- (2) 授業評価の結果を改善に結びつける仕組み (2-46 参照)
- (3) 授業科目「会計職業倫理」担当者 (3-8 参照)

(4) 将来計画検討委員会を設置し、定員充足率を上げるための方策等を検討(4-9、7-1 参照)

<根拠資料>

[問題点]

- ・資料7 8 : 自己点検・評価委員会議事要録(抜粋) (学内規程の見直しおよび各委員会の作業について)

第8章 点検・評価

<概要>

本大学院は、学則および自己点検・評価委員会規程に基づき自己点検・評価委員会を設置し、平成18年度の開学以来初の認証評価を平成22年度に受けるべく、財団法人大学基準協会による経営系専門職大学院基準の項目および方法に従い、自己点検・評価の作業を行ってきた。

自己点検・評価の結果は、点検・評価報告書をホームページに掲出することで、広く社会に公表することを予定している。

自己点検・評価および認証評価の結果は、教育研究活動の改善・向上に活用するため、すべての専任教員・事務局職員等大学院関係者に配付されるが、現状では、教育研究活動の改善・向上を確実なものにするための仕組みを整備するまでには至っていない。

(自己点検・評価)

8-1 自己点検・評価のための仕組みおよび組織体制を整備し、適切な評価項目および方法に基づいた自己点検・評価を、組織的、継続的な取組みとして実施しているか。()

<現状の説明>

本大学院においては、学則第13条に、自己点検・評価を行いその結果を公表することを定め、自己点検・評価委員会規程に基づき、本大学院の専任教員、事務局職員および、経営母体である大原学園理事会及び評議員会の指名を受けた者で構成される自己点検・評価委員会を平成19年度に設置した。平成20年度から具体的な自己点検・評価活動を開始し、以後、委員長の休職に伴う一時的な活動の中断はあったものの、現在まで組織的・継続的な取組みを行ってきた。また、自己点検・評価を行うにあたっては、財団法人大学基準協会による経営系専門職大学院基準の項目および方法に従っており、適切な評価項目および方法に基づき行われている。

本報告書を提出するまでの自己点検・評価委員会の活動の概要は以下のとおりである。

平成19年 4月 委員を任命。自己点検・評価委員会を組織。

委員が評価団体説明会に出席。

平成20年 報告書の作成に向けて具体的な自己点検・評価活動を開始。

4月 大学基準協会の説明会に参加。

5月 自己点検・評価活動を開始。それにもとづく報告書の草案作りに着手。

8月 関係委員会等と協議しつつ草案の第1次検証開始。(その後、中断)

平成21年 3月 新委員を任命。

4月 大学基準協会の説明会に参加。

5月 第2次検証(問題点の洗い出し)開始。

委員による草案修正の開始。全体の調整者として小委員会を組織。

7月 小委員会による最終稿の作成の開始

10月 最終稿の検証開始

大学基準協会に草案の一部内容の確認を依頼。

11月 自己点検・評価委員会にて点検・評価報告書草案を承認。

教授会に自己点検・評価の結果を報告。解決すべき問題点に対する今後の方策と将来計画検討委員会の設置が承認される。

12月 大学基準協会に点検・評価報告書草案を提出。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成20年4月入学生用）
p.146 大原大学院大学学則 第13条
- ・資料1 - 3：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成21年4月入学生用）
p.146 大原大学院大学学則 第13条
- ・資料1 - 8：大原大学院大学 教授会・各委員会規程 自己点検・評価委員会規程
- ・資料8 - 1：自己点検・評価委員会議事要録
- ・資料7 - 1：教授会議事要録（抜粋）（各委員会の人事について）
- ・資料1 - 7：「今後の方策」を承認した教授会議事要録（抜粋）

8-2 自己点検・評価の結果を広く公表しているか。（ ）

<現状の説明>

本大学院は、平成18年度の開学以来最初の認証評価を平成22年度に受けるべく、今回初の点検・評価報告書を作成した。本報告書は完成・提出後、平成22年11月（予定）にホームページに掲出することで、広く公表することを決定している。

<根拠資料>

- ・資料1 - 2：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成20年4月入学生用）
p.146 大原大学院大学学則 第13条
- ・資料1 - 3：平成21年度会計研究科ガイドブック（平成21年4月入学生用）
p.146 大原大学院大学学則 第13条
- ・資料8 - 2：教授会議事要録（抜粋）（報告書の承認・HPへの掲出・関係者への配付）

（改善・向上のための仕組みの整備）

8-3 自己点検・評価および第三者評価等の結果を当該経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備しているか。（ ）

<現状の説明>

本点検・評価報告書は完成・提出後に、認証評価の結果が示され次第、すべての専任教員・事務局職員等、大学院関係者へ配付されることが決定されているが、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備するには至っていない。

<根拠資料>

- ・資料8 - 2：教授会議事要録（抜粋）（報告書の承認・HPへの掲出・関係者への配付）

（評価結果に基づく改善・向上）

8-4 自己点検・評価および第三者評価等の結果を当該経営系専門職大学院の教育研究活動の改

善・向上に有効に結びつけているか。()

<現状の説明>

本大学院では、開学以来初の自己点検・評価作業を終了したところであり、その結果を組織的営為として教育研究活動の改善・向上に有効に結びつけることは、今後の作業である。

<根拠資料>

該当なし

【点検・評価】

関連する「評価の視点」

[問題点]

改善・向上のための仕組みの整備(8-3)

[問題点]

本大学院においては、自己点検・評価および認証評価の結果を教育研究活動の改善・向上に確実に結びつけるための仕組みが整備されていないこと。(視点8-3)

<根拠資料>

該当なし

<今後の方策>

[問題点]

本大学院は自己点検・評価作業の必要性およびそれを教育研究活動の改善・向上に結びつけることの重要性を理解している。これまでも本大学院においては、関係各部署の独自の判断によって改善・向上のための具体策が作成され、それを教授会で承認するという手続きによって、改善・向上に結び付けてきた。例えば、開学当初に設定したカリキュラムが段階的・包括的な知識や技能の修得に必ずしも効果をあげていないという見地から、教務委員会が抜本的なカリキュラムの改革に着手し、教授会の議を経て、平成21年度より現行の新カリキュラムに移行した経緯がある。これらの経験を生かして、今回最初の組織的な自己点検・評価作業を終了したことを契機に、将来計画検討委員会を立ち上げ、自己点検・評価および認証評価の結果を確実に教育研究活動の改善・向上に結びつける組織的な仕組み作りに着手することとしている。(視点8-3)

[問題点]の改善について

新たに将来計画検討委員会を設置して平成22年4月より活動を開始し、自己点検・評価等により課題となった事項(定員充足率の向上など)についての改善に鋭意努めている。

<根拠資料>

- ・資料8-3:教務委員会議事要録(抜粋)(カリキュラム改正に係わるもの)
- ・資料1-7:「今後の方策」を承認した教授会議事要録(抜粋)

第9章 情報公開・説明責任

<概要>

本大学院においては、組織運営と諸活動の状況について、必要と認められるものについては、ホームページや大学案内により情報公開している。ただし、現状では、これらの情報公開が本大学院における説明責任の役割を果たすものとして定義する明文規程等は設けられておらず、従って、それを検証する仕組みは整備されていない。

(情報公開・説明責任)

9-1 経営系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。()

<現状の説明>

本大学院における組織運営の状況については、これらを集約して公開するに至ってはいないが、ホームページに「大原大学院大学設置認可申請に係る再補正申請書」および「設置に係る留意事項実施状況報告書」を閲覧ファイルとして掲出し、また、ホームページおよび大学案内に教員組織およびその構成員たる教員の紹介コーナーを設け、社会が正しく理解できるように努めている。また、諸活動の状況については、ホームページで研究年報の紹介、講演会や授業参観等のFDに代表される教育改善活動の報告を行っており、最も重要な教員の教育研究活動に関して社会への適切な情報公開が行われている。

<根拠資料>

- ・ 資料 1 - 1 : 大学案内 (2009年度)
pp.10-12 専任教員の紹介
- ・ 資料 - : 大原大学院大学ホームページ
「大原大学院大学情報」 <http://www.o-hara.ac.jp/grad/access2.html>
「教員紹介」 <http://www.o-hara.ac.jp/grad/teacher.html>

9-2 学内外からの要請による情報公開のための規程および体制は整備しているか。()

<現状の説明>

例えば、文部科学省に提出した「設置に係る留意事項実施状況報告書」の開示については、これをホームページに閲覧ファイルとして掲出し公表している。このように本大学院においては、公開の要請に合理的な事由が存在すると認められれば、これを本大学院における説明責任の役割の一部として受容すべきものと考えている。しかし、情報公開を社会に対する十分な説明責任という観点から定義し、それを促進するために必要な規程および体制は整備していない。

<根拠資料>

- ・ 資料 - : 大原大学院大学ホームページ
「大原大学院大学情報」 <http://www.o-hara.ac.jp/grad/access2.html>

9-3 現在実施している情報公開が、社会に対する説明責任の役割を果たしているかどうかを検証する仕組みを整備しているか。()

<現状の説明>

本大学院においてその検証の仕組みは整備されていない。

<根拠資料>

該当なし

【点検・評価】

関連する「評価の視点」

[問題点]

情報公開・説明責任(9-2、9-3)

[問題点]

情報公開が説明責任の役割の一部をなす旨を定義し、これを促進させるために必要な規程および公開すべき情報の範囲を定義する規程が存在しておらず、従って、本大学院における情報公開の程度が、十分に説明責任を果たしているか否かを検証することが不可能であること。(視点9-2、9-3)

<根拠資料>

該当なし

<今後の方策>

[問題点]

本大学院が、高度職業会計人の養成および会計に関する研究を通じて社会に広く影響を持ちうる機関として必要かつ十分な説明責任を負っていることを再認識し、情報公開が説明責任の役割の一部をなす旨を定義しこれを促進させるために必要な規程および公開すべき情報の範囲を定義する規程作りに着手する。同時にそれが円滑に運営されるための環境作り、例えば情報提供部門から公正な情報提供が行われることを担保するための施策等の考案作業にも着手するものとする。(視点9-2、9-3)

<根拠資料>

・資料8-2：教授会議事要録(抜粋)(報告書の承認・HPへの掲出・関係者への配付)

終章

本学においては、本学の教育の理念および目標に向かって、教職員一丸となって日夜努力しているが、残念ながら道半ばと言わざるを得ない。さらに、十分な努力を重ねていかなければならない。

過般、金融庁から公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」(平成21年6月30日 企業会計審議会)によると、我が国におけるIFRS(国際財務報告基準)の導入が明確化され、2010年3月期から任意適用するものとされている。

これは、会計革命ともいえるべき変革でもあるので、十分に負託に応えうる能力を堅持した高度な職業会計人を、早急に養成することが、まさに喫緊の大きな課題と考える。

このような時に当たり、本学の社会的な責任は、きわめて重大なものと認識している。

本学の教育理念は、産業社会のインフラである「会計情報」の作成、伝達、監査、分析および改善に、いかなる時代においても、完全に対応できる高度な職業会計人の養成にある。

この理念の達成を目指して、さらに教職員一丸となって、総力をあげて尽力していかなければならない。

なお、点検の結果、結論として得られた次の事項については、学内に「将来計画検討委員会」を設置し、当該事項の具体化について、鋭意検討し、実施を進めたいところである。

- (1) 本学の使命および目的実現のための中長期ビジョンあるいは戦略およびアクションプランの策定および実施(評価の視点1-7)
- (2) 教育課程、人材における「国際性」についての対応(評価の視点2-11、3-11)
- (3) 定員充足率をあげるため、本大学院を社会的に認知させる方策(評価の視点4-9)
- (4) 学生生活に関する支援・指導体制を検討・改善するための仕組み(評価の視点5-9)
- (5) 自己点検・評価および認証評価の結果を研究教育活動の改善・向上に結びつける仕組みの構築(評価の視点8-3)